



Disclosure 2025

中国ろうきん ディスクロージャー誌

中国労働金庫



資料編／財務データ（単体）

○法令等遵守の体制	2
○リスク管理の体制	5
○お客様本位の業務運営に関する取組方針	8
○内部統制システム整備に関する基本方針	10
○顧客保護等管理態勢	12
○利益相反管理方針の概要	13
○ろうきん助け合い制度	14～15
○決算の状況	
貸借対照表	16～19
損益計算書	20
剰余金処分計算書	20
○安全性の指標	
労働金庫法に基づく開示債権および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権	21
資産査定に係る各種基準の比較	22
○経営指標	
主要な業務の状況を示す指標	23
純資産の内訳	23
常勤役職員1人当たり預金・貸出金残高	23
1店舗当たり預金・貸出金残高	23
○業績の内容	
会員数・出資金に関する指標	
会員数内訳	24
大口出資会員一覧	24
出資配当等	24

預金に関する指標

預金科目別残高（期末残高）	24
預金種類別内訳（平均残高）	24
定期預金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）	24
預金者別内訳（期末残高）	24
財形貯蓄残高（期末残高）	24

貸出金等に関する指標

貸出金科目別内訳（平均残高）	25
貸出金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）	25
貸出金担保種類別内訳（期末残高）	25
債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）	25
貸出金使途別内訳（期末残高）	25
貸出金貸出先別・業種別内訳（期末残高）	25
預貸率（期末値・期中平均値）	25

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高	26
有価証券の種類別・残存期間別の残高	26
有価証券の種類別の平均残高	26
預証率（期末値・期中平均値）	26
有価証券の時価情報	26
金銭の信託の時価情報	27

金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

「当金庫のデリバティブへの取組み姿勢等」について … 27

その他業務に関する指標

公共債窓口販売実績	28
投資信託窓口販売実績	28
内国為替取扱実績	28

○自己資本の充実の状況

単体自己資本比率（国内基準）	28
自己資本の構成に関する開示事項	29～30
自己資本の充実度に関する事項	31～32
信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）	33～37
信用リスク削減手法に関する事項	38
派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	38
証券化エクスポージャーに関する事項	38
マーケット・リスクに関する事項	38
出資等エクスポージャーに関する事項	39
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	39
金利リスクに関する事項	39
オペレーショナル・リスクに関する事項	40

法令等遵守の体制

1. コンプライアンスに対する考え方

金融取引においては、公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取扱い、インサイダー取引の禁止、マネー・ローンドリングの防止など、遵守すべき法令やルールが数多く存在し、金融機関は社会的規範を逸脱するような不健全な融資や営業活動を慎み、良識ある営業姿勢を維持する社会的責任を負っています。

「コンプライアンス」とは、こうした法令やルールを厳格に遵守するとともに社会的規範を全うすることを言います。コンプライアンスは信用が最大の財産ともいえる労働金庫にとって、経営の健全性を高め、社会からの信頼を揺るぎないものとするうえでの当然の基本原則であり、役職員一人ひとりが日々の業務運営のなかで強く認識し着実に実践する必要があると考えています。

当金庫は、協同組織の福祉金融機関として、その社会的使命と公共性を十分自覚し、会員・勤労者・地域社会から信頼を得るべく業務を遂行しており、「ろうきんの理念」に明記された「人々が喜びをもって共生できる社会の実現」に寄与しています。また、労働金庫業務を取り巻くさまざまなリスクの所在を認識して影響度を評価し、適正なリスク管理を行うとともに会員・利用者の視点から自らの業務を捉え直す必要があり、このリスク管理および顧客保護の管理態勢を確保するうえでコンプライアンスの確立が必要不可欠であると認識しています。

当金庫では、以上の考え方にたって、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス・プログラム、倫理綱領および関連法令等をまとめて「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、金庫役職員の法令等遵守の姿勢を明確にしています。

2. 法令等遵守の体制

当金庫では、以下の体制によって法令等遵守の徹底に努めています。

(1) コンプライアンス体制について

- ① 理事長をコンプライアンス統括責任者とし、金庫のコンプライアンス全般の状況把握を行い、理事会・監事会等へ報告しています。
- ② 法令等遵守態勢の構築および実効性確保のため、理事長を委員長、副理事長を副委員長とし、専務理事、常務理事、執行役員、本部各部長、および本店営業部長を委員として構成するコンプライアンス委員会を定例的に開催しています。
- ③ コンプライアンス統括部門としてリスク統括部コンプライアンス課を設置し、コンプライアンス全般に関する指導・教育・研修・啓発活動とあわせて、コンプライアンスの徹底・進捗状況や問題案件等の把握・点検・管理の統括を行っています。
- ④ コンプライアンス統括責任者は各職場にコンプライアンス担当者を任命しています。コンプライアンス担当者は、コンプライアンスの重要性を理解し、各職場のコンプライアンスにかかわる教育・研修・啓発活動に取組み、日常業務における法令等遵守状況のモニタリングを行っています。

(2) 理事の業務執行等にかかわる法令等遵守について

当金庫の理事は、全国労働金庫協会や各種団体の主催するセミナー、研修等で研鑽を重ね、金融機関が公共的な使命を達成し、その信用を維持するために、組織内に法令等遵守の精神を徹底することがいかに重要であるかについて深く認識しています。

そのうえで、理事は、理事会の意思決定とそれに基づく代表理事の業務執行の監督に積極的に関与しています。

そして、監事は、理事が法令、定款および総会決議を遵守しているか否か、金庫のため善管注意義務を果たし忠実にその職務を行っているか否かなど、理事の職務の執行を監査しています。具体的には、理事等からの職務執行状況の聴取および重要な決裁書類等の調査などを実施し、理事の職務の執行状況等について監査を行っています。

なお、役員、本部各部署および営業店に対する監事監査の実施状況は以下のとおりとなっています。

【営業店臨店監査】	2024年	7月	安来支店	
		8月	三次支店	
		9月	萩支店	
		10月	防府支店	
	2025年	1月	西条支店	
		2月	倉敷支店、岡山支店	

【本部監査】	2024年	11月	本部全部署	
	2025年	4月	本部全部署	

【役員ヒアリング】			本部常勤役員	2024年11月および2025年3月～5月（年2回）
			エリア営業本部長	2025年3月～5月（年1回）

（注）監査年度は2024年7月から2025年6月までとしております。

(3) 預金、融資等の業務にかかわる法令等遵守について

①法令等遵守意識の醸成

当金庫では、日常的に管理・監督者ならびにコンプライアンス担当者による法令等遵守の指導を行うとともに、庫内外の会議、研修を通じて法令等遵守意識の醸成に努めています。

②内部監査の重視

当金庫では、内部監査部門として監査部を理事長の直属で設置し、被監査部門のリスク管理態勢を含む内部管理態勢等の適切性・有効性を検証し、問題点の発見・指摘に留まらず、内部管理態勢等の評価および問題点の改善要請または是正勧告を行っています。

監査部が実施する内部監査（営業店、ローンセンター、本部各部）と、営業店および本部各部が自ら行う自己検査の二つを柱として、相互牽制が十分機能するように留意しながら内部的なチェックを実施しています。

内部監査と自己検査は、多数のチェック項目に基づいて実施していますが、法令等遵守に関する事項としては、以下が代表的なものです。

- ・口座開設、大口現金取引等にあたっては、本人確認記録書を作成しているか。
- ・顧客から個人情報を取得する際は、その利用目的を明示または通知しているか。
- ・商品説明は、相手の立場に立って平易な言葉で顧客の理解が得られるまで実施しているか。

なお、内部監査の実施状況は、以下のとおりとなっています。

【営業店現物検査】	2024年	4月	小野田支店、津山支店、宇部支店、岡山東支店、下関支店、岡山支店、三次支店、雲南支店、安来支店、益田支店、松江支店、浜田支店、出雲支店、大田代理店
		5月	尾道支店、因島代理店、福山支店、鋼管町支店、山口支店、水島支店、萩支店、岡山西支店、鳥取支店、防府支店、玉野支店、倉吉支店
		6月	備中支店、倉敷支店、岩国支店、柳井代理店、府中支店、大竹支店、下松支店、三原支店、広島西支店、徳山支店、広島東支店
		7月	呉支店、西条支店、本店営業部、米子支店
		12月	備中支店、鳥取支店、萩支店、広島東支店
【営業店総合監査】	2024年	6月	浜田支店
		7月	宇部支店、防府支店
		8月	出雲支店、松江支店
		9月	広島西支店、府中支店
		10月	米子支店、山口支店
		11月	三次支店、西条支店
		12月	下関支店、下松支店
【本部総合監査】	2024年	7月	中部エリア営業本部
		9月	業務統括部
		10月	総務統括部
		11月	リスク統括部
		12月	営業推進部
	2025年	1月	経営統括部
		2月	融資統括部
【子会社総合監査】	2024年	12月	(株) 中国労金ビジネスサービス

(注1) ローンセンターおよびローンプラザの監査は、営業店と一体的に実施しています。

(注2) 出張所の監査は、営業店（母店）と一体的に実施しています。

(4) 内部通報窓口について

当金庫では、内部窓口として法令等に抵触する事項を早期に発見し問題解決に迅速に対応するため、コンプライアンス・ホットラインを設置し、ハラスメントに関する対応窓口を人事課に、金庫役員に関する事項の対応窓口を監事会事務局にそれぞれ設置しています。また、外部窓口として民間の受付代行会社および弁護士を設置しています。

(5) 反社会的勢力に対する取組み

当金庫は、「反社会的勢力に対する基本方針^(注1)」を公表し、業務の適切性と健全性の確保に努めています。また、金融機関としての社会的使命を果たすべく、AMLシステム^(注2)により取引者をチェックし、警察、弁護士等の専門機関と連携して反社会的勢力等の取引排除に向けた取組みを行っています。

(注1) 「反社会的勢力に対する基本方針」は、当金庫のホームページに掲載しています。（<https://www.chugoku.rokin.or.jp/>）

(注2) AML（Anti-Money Laundering）システムとは、労働金庫業態統一の反社会的勢力対応システムです。

(6) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク対策

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネロン等」という。）を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネー・ローンダリング、テロ資金供与リスク対策および顧客の受け入れに係る方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

リスクの特定・評価・低減

各部門の担当役員は、マネロン等リスク対策担当役員の指示のもと、リスクベースアプローチによるリスクの特定・評価を行い、取引・商品や顧客の属性を類型化したうえで、リスクの低減策を策定し、実施しています。

リスク対策計画

当金庫は、年度ごとに策定する「マネロン・テロ資金供与対策計画」に沿って継続的なリスク対策、職員研修などに取り組んでいます。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク対策および顧客の受け入れに係る方針（抜粋）

●目 的

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク（以下「マネロン等リスク」という。）を特定・評価し、全役職員の共通認識の下で必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

●態勢の整備

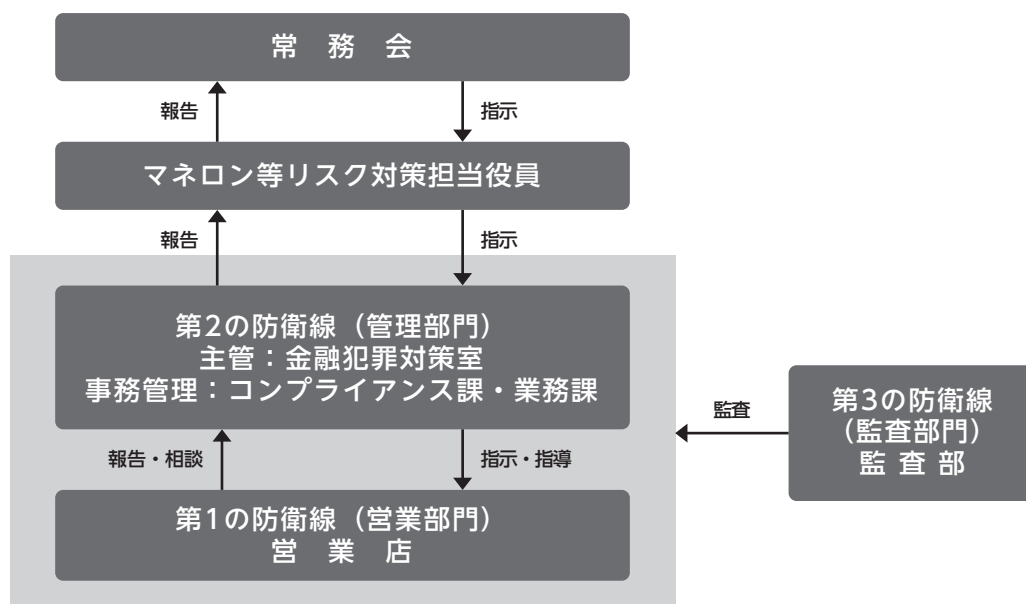
あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を金庫全体で実施するために、金庫は庫内横断的なリスク管理態勢を整備する。そのため代表理事はリスク担当役員および業務担当役員をマネロン等リスク対策担当役員として任命し、この職務に必要な権限を付与する。

●経営陣の認識

常務会は、マネロン等リスク対策担当役員がとりまとめた「特定事業者作成書面」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識する。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策体制

（2025年7月現在）

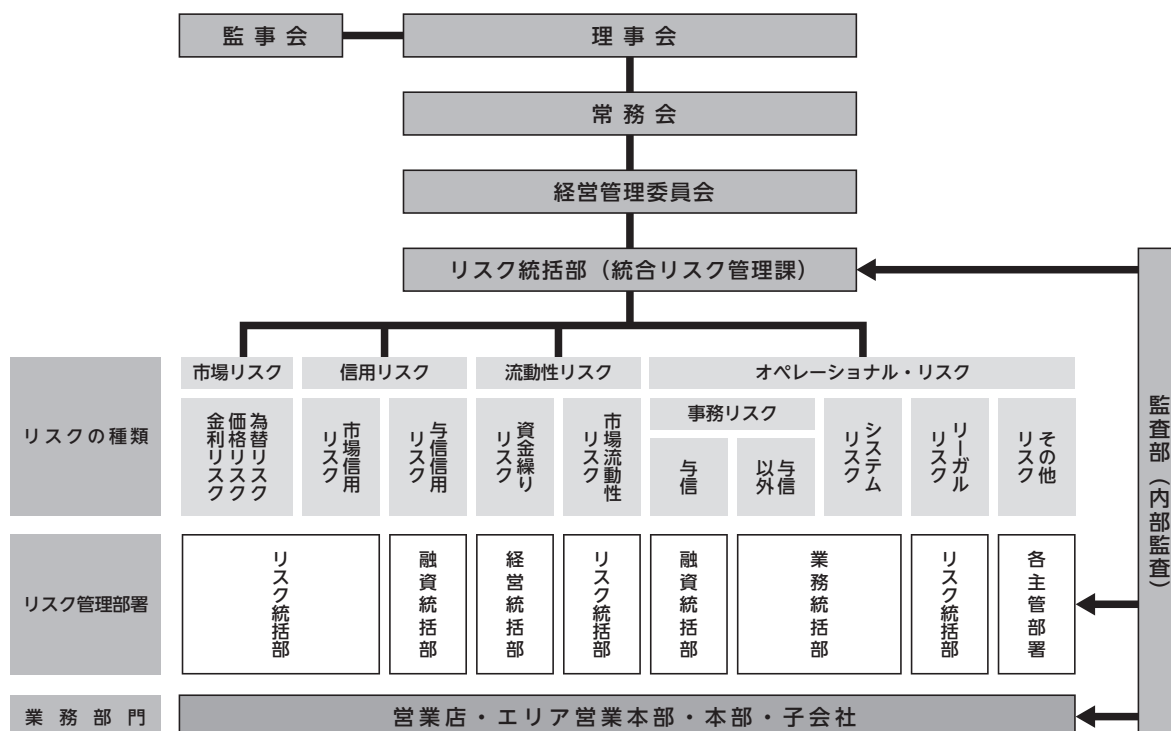


リスク管理の体制

1. リスク管理体制

当金庫では、経営の健全性を確保するため、リスク管理を重点課題として位置づけ、理事会（その他機関会議）により制定された「統合的リスク管理方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

管理対象とするリスクを「市場リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナル・リスク」と定め、これらを統合的に管理し、経営体力に見合った適正な水準へコントロールしています。



2. 統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「市場リスク」、「信用リスク」および「オペレーショナル・リスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的に経営管理委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないように努めています。

また、金融市場の急激な変化などに対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析・検証をしています。

3. 各種リスク管理

(1) 市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクが「市場リスク」です。

当金庫では、財務の健全性および収益性を確保する観点から、以下のリスク・コントロールを実施しています。

- ① 市場リスクについては、VaR（バリュー・アット・リスク）により、リスク量を把握・管理し、自己資本を基準に割り当てられた限度額の範囲に収まるようにコントロールしています。また、VaRだけでは十分に捉えきれないリスクを補完するため、過去の急激な変動や将来起こりえる変動をシナリオとしたストレステストを定期的の実施しています。
- ② 金利リスクについては、上記で記載した管理の他に、運用、調達の資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、金利変動シナリオに基づいて、定期的なシミュレーションを行い、管理の強化に努めています。また、債券、株式相場の変動によって資産価値が上下する価格変動リスクと為替リスクについても、的確に把握しコントロールするように努めています。

(2) 信用リスク

与信先（貸出先等）やデリバティブ取引の相手方の信用状態の悪化による債務不履行リスク（貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク）が、いわゆる「信用リスク」です。

当金庫では、与信信用リスク管理の方針（クレジット・ポリシー）を定め、与信業務の健全かつ適切な運営に努めています。

- ① 貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。
 - ・ 個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備したうえで、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、営業店の審査スタッフの育成に努めています。また、営業店の決裁権限を超える案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応に努めています。
 - ・ 金庫全体の信用リスク管理として、定期的に貸出金の自己査定を行い、信用リスクの量的な把握に努めているほか、延滞債権については、本部で集中管理をするなどの対策をとっています。
- ② 有価証券等、信用リスクを有するその他の資産についても、取得にあたって、金庫で定める資金運用規程等に則って、信用格付機関が発表する格付等を参考に、信用リスクの回避に努めています。また、定期的に自己査定を行い、取得後の事情変化についても追跡管理しています。

(3) 流動性リスク

予期しない金庫資金の流出などが起こった場合、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり（資金繰りリスク）、市場での流通が不十分であるために、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされること（市場流動性リスク）により、金融機関が損失を被るリスクが「流動性リスク」です。

金庫業務全般において様々な資金フローが発生しますが、当金庫では、こうした資金繰りリスクについて、経営統括部資金運用課において一元的に管理を行い、定期的に資金繰り計画を検討するなど、管理の強化に努めています。

(4) オペレーショナル・リスク

金融機関の業務の過程、役職員の活動、システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクが「オペレーショナル・リスク」です。

当金庫では、事務リスク、システムリスク、リーガルリスクなどの各種リスクをオペレーショナル・リスクとして統合的に管理しています。

① 事務リスク

金融機関では様々な業務を展開するなかで、現金、手形、証書などの重要物を取り扱っています。したがって、日常これらに接する金庫の役職員が正確な事務を怠ったり、不正が起ると、大きな事故につながる恐れがあります。このことにより金融機関が損失を被るリスクが「事務リスク」です。

事務処理手順、事務処理権限、事務管理方法などの厳正化に加えて、事務が正確にあるいはタイムリーに行われているかをチェックする体制を強化しています。具体的には、監査部による内部監査と各部店による定期的な自己検査を実施しています。また、研修による職員の事務処理の習熟に努めるとともに、オンライン・システムのチェック機能の活用などにより、事務の誤処理の発生防止に努めています。

② システムリスク

金融機関では、多様な事務処理やリスク管理において、オンライン・システムなど様々なコンピュータ管理を行っています。このコンピュータ・システムが停止したり誤作動するなど、システムの不備等により金融機関が損失を被るリスクが「システムリスク」です。

・ 当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫総合事務センターにて行われています。同センターは、付近に活断層がないなど良質な地盤を立地として選定し、電算棟は最大加速度1470ガルでも倒壊しないレベルの設計になっているほか、オンライン機器を収容するフロアでは、フロア構造に二次元免震床を採用し、免震床全体が地震による揺れを吸収する構造となっています。

電源設備についても、ループ受電により常時2回線で受電しているため、一方の回線が断線した際も他方から受電を継続できる仕組みとしており、それに加えてUPS（無停電電源装置）および自家発電装置を保有しています。

万一、同センターが大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

また、重要なデータ・ファイルの破損・障害への対策として、データ・ファイルを二重化するとともに、バックアップを取得し、重要システムに必要なソフトウェアおよび重要なデータの隔地保管を行う等、データの安全確保に努めています。

高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上を図るとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT（Computer Security Incident Response Team）態勢を、ろうきん業態全体で構築しています。

- ・ 当金庫においては、上記オンライン・システムを補完する独自システム（サーバ・クライアントシステム）の運用管理を行うため担当部を設置しています。

同部署においても、地震・停電等の安全対策を講じ、被害を最小限にする設備を導入しています。ネットワーク（オンライン、独自システム）については、機器の二重化、回線の二重化を行い、万一の場合に備え、代行手段を確保しています。インターネット等外部からの侵入に対しては、回線、機器を通常利用するネットワーク機器・回線と分離し、重要なシステムに第三者からの侵入を不可としています。さらに媒体によるウイルス対策として、全パソコンにウイルス対策ソフトを導入し、被害を最小限に抑える対策を行っています。

また、重要なシステム、データ等については、バックアップの取得、媒体の金庫室保管および隔地保管等により保全を図っています。

- ・ 情報資産については、セキュリティポリシーを策定し、すべての情報資産の適切な利用と保護を実現するための安全対策を行っています。
- ・ データ漏洩に対しては、特殊回線への変更および電文の暗号化を進めています。

また、個々のパソコンにおいて重要な情報は、第三者が識別できないようすべて暗号化し、さらに媒体に書出す場合は、システムで規制をかけたうえで暗号化処理を行っています。

③ リーガルリスク

法令等を逸脱した行為等、あるいは法律・会計制度・税制の変更、行政上の規制を要因として当初意図していた取引が履行できなくなることにより損失を被るリスクが「リーガルリスク」です。

当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家に相談を行っています。

④ 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、および差別的行為（ハラスメント等）により損失を被るリスクが「人的リスク」です。

当金庫では、雇用形態等に応じた人事管理の適切な実施、および職能資格制度を基本とした職員の働きがいを高める人事運営に努めています。また、全職員が個人として尊重され、快適な環境のもとで職務が遂行できるよう、ハラスメント研修の実施（全職員）や相談窓口の常設やポスターの掲示等を行っています。

⑤ 有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより損失を被るリスクが「有形資産リスク」です。

当金庫では、管理すべき動産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の脆弱性を踏まえた防災・防犯対策の実施に努めています。

⑥ 風評リスク

ろうきんに対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクが「風評リスク」です。

当金庫では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより未然防止に努めています。また、万一発生した場合に備えて本部各部および営業店の対応方法を定めたマニュアルを整備するなど、風評リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。

4. 危機管理体制

当金庫では、自然災害、コンピュータ・システムの障害や新型コロナウイルス感染症等の危機発生時に対する基本的な方針として「危機管理基本規程」を制定しています。

危機発生時には対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「コンティンジェンシープラン」等にもとづき迅速に対応できる体制を整備しています。

さらに、大規模な災害等の事態においても早期の復旧を図り、必要最低限の業務を継続できるよう、「営業店業務継続要領」等を制定するとともに、大規模災害等の発生を想定した訓練を定期的実施するなど、体制の強化に努めています。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は、2018年2月1日に「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定いたしました。本方針のもと、当金庫はお客さまの信頼に応えるための具体的な取組みを実践してまいります。

また、より良い業務運営を実現するため、本方針を毎年見直しのうえ、必要があれば改正いたします。

取組方針 1 「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」の策定・公表
▶ 具体策
(1) 当金庫はお客さま本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年3月に公表し、2021年1月に改定した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採択し、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」（以下、本方針）を策定します。 (2) 本方針および本方針に係る取組状況は、ディスクロージャー誌等に掲載し、公表します。 (3) 本方針は毎年見直しのうえ、必要に応じて改正します。
▶ KPI（成果指標）
・方針の見直し：年1回 ・取組状況の公表：年1回 ・KPIの設定：年1回
▶ 取組状況
・本方針の見直しを実施し、2024年度のKPIを設定しました。 ・本方針および2023年度取組状況について「中国ろうきん2024ディスクロージャー誌」および当金庫ホームページにて公表しました。
取組方針 2 お客さまの生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み
▶ 具体策
(1) 当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、すべての事業活動において法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客さまの生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。 (2) お客さまが最善の利益を得られるよう、お客さま一人ひとりのライフプランとニーズに合わせた最適なアドバイスをを行い、質の高い金融サービスを提供します。
▶ KPI（成果指標）
・金融リテラシー向上に資する研修会・セミナーの開催：全店実施 ・個人型確定拠出年金（iDeCo）契約・投資信託（定時定額）新規買付人数：2,904人 ・顧客ニーズ管理案件登録件数：前年比増加
▶ 取組状況
・お客さまの金融リテラシー向上に資する研修会、セミナー等をサテライト店を含む全営業店で計773回実施しました。 ・お客さまの資産形成に向けて最適な提案ができる職員を養成するための研修を実施し、習得した提案手法を実践することで、個人型確定拠出年金（iDeCo）契約・投資信託（定時定額）新規買付人数は、2,970人となりました。 ・お客さまへのお役立ちのため、潜在ニーズを聴き取り、ニーズに寄り添った営業活動を強化し、顧客ニーズ管理案件登録件数は8,027件となりました。
取組方針 3 利益相反を適切に管理する取組み
▶ 具体策
(1) 当金庫は、お客さまの不利益のもと当金庫が利益を得たり、お客さまの利益が不当に害されることがないよう、利益相反のおそれがある取引を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定めています。当該方針に基づき、利益相反について統括する部署を設置し一元的に対応する体制を整備するなど、お客さまの保護と正当な利益確保に努めるための適切な管理を行っています。 (2) 投資信託等の一定のリスクを伴う商品の販売にあたっては、お客さまにとって最善の利益となる観点を重視した対応を行っています。ろうきん業態の投資信託の販売商品をラインナップするにあたっては、業態の中央機関である労金連合会において、販売する商品の基本的な収益（リターン）、損失を含むリスク（不確実性）、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認しています。そのうえで当金庫では、お客さまの最善の利益を最も重視して、販売する商品を選定しています。
▶ KPI（成果指標）
・利益相反取引の防止 ・ホームページへのファンド情報等の掲載
▶ 取組状況
・苦情・トラブル報告等に基づいた精査・検証、営業店モニタリング（14店舗）により、2024年度において営業店および本部関連部署より「利益相反」が疑われる事案の報告および該当する取引がないことを確認しました。なお、「利益相反」に該当する場合には、その取引について担当部署と協議し、お客さまの保護と正当な利益を確保するための措置を講ずることとしています。 ・本部主管部署が全部署（56部署）の職場内コンプライアンス研修に参加し知識の向上を図りました。 ・当金庫のホームページに各種サービスや取扱商品の一覧・情報等を開示するとともに、申込手数料・信託報酬・信託財産留保額の費用等についても一覧表にして掲載するなど、お客さまにわかりやすい開示に努めました。なお、取扱商品の一覧情報画面からろうきんダイレクトの購入画面に遷移するリンクがこの間、追加されています。
取組方針 4 手数料等に係る情報提供の取組み
▶ 具体策
(1) 当金庫は、お客さまにご負担いただく手数料等について、商品・サービスごとにわかりやすい表示を行っています。 (2) 投資信託に係る手数料については、ホームページにファンド一覧を掲載し、商品間での比較が簡単にできるよう一覧表にするなど、お客さまにわかりやすい開示を行います。
▶ KPI（成果指標）
ホームページへのファンド情報等の掲載
▶ 取組状況
・当金庫のホームページに各種サービスや取扱商品の一覧・情報等を開示するとともに、申込手数料・信託報酬・信託財産留保額の費用等についても一覧表にして掲載するなど、お客さまにわかりやすい開示に努めました。

取組方針 5 お客さまの立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み
▶ 具体策
(1) 当金庫は、金融商品・サービスの販売や説明等を行う際には、お客さまの金融知識や取引経験、財産の状況および投資目的を確認させていただき、重要な情報が理解できるよう記載した「重要情報シート」等の資料を用いて、お客さまにとってわかりやすく丁寧な情報提供を行います。（金融商品取引法第40条「適合性の原則」） (2) ろうきん業態として、確定拠出年金（DC）について、企業型DC加入者向けの「ろうきんの企業年金に係る役割発揮宣言」サイトや、個人型DCについての「ろうきん iDeCo」スペシャルサイトにおいて、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクとリターンについてなど詳しく説明しています。 (3) 当金庫が取り扱う投資信託において、パッケージ商品に該当するファンド・オブ・ファンズ形式の商品があります。当商品については、個別のファンドごとの購入には対応しておりません。ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内しております。
▶ KPI（成果指標）
・ホームページのファンド情報等の掲載 ・投資信託における「重要情報シート（金融事業者編・個別商品編）」を活用した説明
▶ 取組状況
・企業型DC加入者に向けては、「ろうきんの勤労者の資産形成に係る役割発揮宣言」サイトにて企業年金にかかる取組みを紹介し、iDeCoを検討されるお客さま向けには、「ろうきん iDeCo スペシャルサイト」にてマンガや動画によりわかりやすい情報提供を行いました。また、節税効果について試算ができる「節税シミュレーター」も提供しました。 ・当金庫のホームページに各種サービスや取扱商品の一覧・情報等を開示するとともに、投資信託の特徴、しくみ等を掲示しました。また、申込手数料・信託報酬・信託財産留保額の費用等についても一覧表にして掲載するなど、お客さまにわかりやすい開示に努めました。 ・投資信託の説明においては、投信取引口座開設時に金融商品取引業者を選択する一助として「重要情報シート（金融事業者編）」を必ず交付し、当金庫の基本情報・取扱商品・ラインナップの考え方等について情報提供を行いました。また、投資信託の説明においては、購入時にお客さまが複数商品を比較・検討している場合や交付の要請を受けた場合、「重要情報シート（個別商品編）」を活用し、当該商品の内容、リスクと運用実績、費用等について、お客さまにご理解いただけるよう、丁寧に説明しました。
取組方針 6 お客さま一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み
▶ 具体策
(1) 当金庫は、お客さま一人ひとりの健全な生活設計の支援に向け、中長期的な視点での資産形成に向けたアドバイスや、子育てや教育、マイホームなどライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えていきます。また、多様化するお客さまの金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや、商品開発を行っています。 (2) 当金庫は、お客さま一人ひとりの資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を確認させていただき、お客さまに最適な商品・サービスを提供します。また、投資信託の販売にあたっては、お客さまの投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただいたうえで、類似の商品がある場合にはその商品との比較を含め、お客さま一人ひとりに合った、的確な説明・提案を誠実に行います。 (3) 当金庫は、金融商品の販売後において、お客さまの意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行います。 (4) 当金庫は、お客さまへの適正な金融商品の勧誘を行うための「金融商品に関する勧誘方針」、共済・保険商品の適正な募集をするための「共済募集方針」「保険募集方針」等を定めています。これらの方針は、ホームページに掲載し、公表しています。
▶ KPI（成果指標）
・個人型確定拠出年金（iDeCo）契約・投資信託（定時定額）新規買付人数：2,904人 ・顧客ニーズ管理案件登録件数：前年比増加 ・適切なフォローアップ手法の確立
▶ 取組状況
・職員に対し、「預かり資産スキルアップセミナー」や「資産形成研修」を実施し、お客さまの資産形成に向けて最適な提案ができる職員を養成し、取得した提案手法を実践することで、個人型確定拠出年金（iDeCo）契約・投資信託（定時定額）新規買付人数は、2,970人となりました。 ・お客さまへのお役立ちのため、潜在ニーズを聴き取り、ニーズに寄り添った営業活動を強化し、顧客ニーズ管理案件登録件数は8,027件となりました。 ・お客さまの多様なニーズに応えていくため、コンサルティング機能を発揮できる職員の育成および各法令を遵守した販売体制の構築を目的に、「中国ろうきんロールプレイング大会」を開催しました。
取組方針 7 「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取組み
▶ 具体策
(1) 〈ろうきん〉は、「ろうきんの理念」を掲げ、常にお客さまである勤労者の生活向上への貢献を第一に考えた運営を行っています。その職員への定着と実践に向け、当金庫のめざすべき姿の明確化と組織全体への浸透を図ることで当金庫のブランドを確立し、間接構成員に「共感」いただける金融機関をめざします。 (2) 〈ろうきん〉ならではの存在意義と役割発揮に係る研修等を人材教育体系で実施しています。 (3) 職員の人事評価にあたっては、お客さまの最善の利益に資する行動の実践を評価する項目を設定します。 (4) 当金庫は、本方針の内容について職員に周知するとともに業務を支援・検証するための体制を整備していきます。
▶ KPI（成果指標）
・「ろうきんの理念」の研修実施 ・中国ろうきん運動推進アドバイザーによる研修の実施 ・適正な人事評価の実施 ・「中国ろうきんブランド確立に向けたしくみ」の定着化
▶ 取組状況
・「ろうきんの理念」を職場内研修の必須テーマとするとともに、「ろうきん運動推進アドバイザー」による研修を実施し「ろうきんの理念」について職員の意識向上を図りました。 ・お客さまの最善の利益に資する行動の実践を評価するため、人事評価において「顧客指向」、「顧客満足の引上げの視点」に係る評価項目を設定しました。 ・中国ろうきん運動推進アドバイザーによる、職員向け研修を11回開催しました。「労働運動」と「ろうきん運動」を会員目線で講演いただきました。 ・「中国ろうきんブランド確立に向けた施策」の定着度を図るため、全職員アンケートを実施しました。今後もブランドの定着を図ることを目的として定期的にアンケートを実施していきます。

（注1）ファンド・オブ・ファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託（ファンド）を適切に組み合わせ、一つの投資信託（ファンド）にまとめたものをいいます。

（注2）上記内容は2024年度に策定したものです。

内部統制システム整備に関する基本方針 (業務の適正を確保するための体制)

内部統制とは、企業目的を達成するために欠かせない仕組みであり、経営者には、内部統制を構築するとともにその有効性と効率性を維持することが求められています。

内部統制システム整備に関する基本方針は、当金庫の業務の適正を確保するため、事業の有効性と効率性の向上、事業体の財務報告の信頼性確保、関連する法令等遵守に向けた体制整備を進めるに当たっての基本的事項を定めたものです。

1. 理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 中国労働金庫は、「ろうきんの理念」のもと、「経営の中心にコンプライアンスをおいた態勢を継続し、ガバナンスの一層の強化を図ること」掲げる。また、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置付け、理事が率先してコンプライアンス態勢の確立に取り組むことを「コンプライアンス基本方針」として定めるとともに、組織として遵守すべき事項と役員が遵守すべき事項を「行動規範」として定め、これを全役員に周知し遵守する。また、コンプライアンス態勢についてディスクロージャー誌等により開示する。
- (2) 理事会については「理事会規程」を定め、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して、理事間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督する。
- (3) 理事の職務執行については、監事会の定める「監事監査基準」に基づき、各監事による監査対象になっている。
- (4) 理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス態勢の構築・維持・向上を図る。
- (5) 内部監査部門として、執行部門から独立した監査部を置くとともに、コンプライアンス統括部門として、リスク統括部コンプライアンス課を設置する。
- (6) 理事および執行役員は、金庫における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告し、遅延なく理事会に報告する。
- (7) 職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部通報システムとして、リスク統括部コンプライアンス課・総務統括部人事課・監事・外部機関を情報受領者とする内部通報窓口を設置する。
- (8) 職員は、法令違反・定款違反・規程違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに直属の上司または各部署のコンプライアンス担当者に報告する。報告を受けたコンプライアンス担当者は、コンプライアンス課へ報告し、コンプライアンス課は、リスク統括部長およびリスク担当役員へ報告する。リスク担当役員は、内容に応じて、代表理事に報告し、理事会に報告する。なお、直属の上司またはコンプライアンス担当者に報告することが適当でないと判断した時は、直接「内部通報窓口」に報告する。
- (9) 監事は、コンプライアンス態勢に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

理事の職務執行に係る情報（総会・理事会・常務会・各種委員会議事録、稟議書など）については、「理事会規程」「常務会規程」各種委員会の規程または「文書取扱要綱」等に基づき作成する。記録文書は、文書種類ごとに定められた期間適切に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 財務の健全性を保ちつつ、適度なリスクを取って必要な範囲で収益性を高める観点から、リスク・アペタイト・フレームワーク（以下、RAFという）を運用するための体制を整える。
- (2) リスク管理体制は、「統合的リスク管理規程」「リスク・アペタイト・ステートメント（以下、RASという）」に定め、統合的リスク管理担当役員および統合的リスク管理責任者を決定するほか、個々のリスクについての管理部署を決定し、リスク状況の検証を行うため、代表理事または担当理事を委員長とする委員会（経営管理委員会、オペレーショナルリスク連絡調整委員会、コンプライアンス委員会、資産査定委員会）を設置し審議内容を常務会に報告するなど、同規程等に従ったリスク管理体制を構築するとともに、ディスクロージャー誌等により開示する。
- (3) 不測の事態が発生した場合の対応としては、「危機管理基本規程」に基づき、理事長を本部長とする危機管理総合対策本部を設置して迅速な対応を行い、損失の拡大を最小限に止める体制を整える。
- (4) 反社会的勢力による被害を防止するため、一元的な管理態勢を構築し、万一反社会的勢力による不当な要求を受けた場合に備え、適切な対応を行うための規程等を整備し、これを全役員に周知する。
- (5) 適正な利益相反管理の遂行のため、リスク統括部コンプライアンス課を利益相反管理統括部署とし、利益相反管理に係る当金庫全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、理事会を原則として月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営方針および経営戦略にかかわる重要事項については、事前に理事長、副理事長、専務理事、常務理事および常勤理事からなる常務会において議論を行い、その審議を経て理事会において執行決定を行う。
- (2) 理事会の決定に基づく業務執行については、「代表理事会議規程」、「常務会規程」、「業務組織規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定める。

5. 当金庫およびその子会社からなる集団（以下、「当金庫グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 理事会は、当金庫グループにおける業務の適正を確保するための体制を構築する。
- (2) 当金庫およびその子会社間で定期協議を実施し、情報の共有化が効率的に行われる体制を構築する。また、子会社に対して金庫としての経営方針を伝達するとともに子会社経営を管理する。
- (3) 監査部は、当金庫グループの監査を定期的に実施し、監査結果を理事会に報告する。
- (4) 当金庫は、「統合的リスク管理規程」において当金庫グループのリスク管理体制を定め、その統括部署をリスク統括部統合リスク管理課とし、当金庫グループ全体のリスクを統括的に管理する。また、子会社に対するリスク管理担当部署を総務統括部総務課とし、子会社におけるリスク管理の状況について、定期的に経営管理委員会に報告する。
- (5) 不測の事態が発生した場合の対応としては、「危機管理基本規程」に基づき、理事長を本部長とする危機管理総合対策本部を設置して迅速な対応を行い、当金庫グループ全体の損失の拡大を最小限に止める体制を整える。
- (6) 子会社の「コンプライアンス・プログラム」策定にも当金庫が関与し、その実施状況について定期的に報告を受ける。
- (7) 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、反社会的勢力に関する情報を当金庫グループ内で共有し、統括部署であるリスク統括部コンプライアンス課で一元管理する。

6. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

金庫は、監事の職務を補助するため、職員から監事会事務局に必要な能力を備えた専任の補助職員を任命する。

7. 前号の職員の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 補助職員は、監事の指揮命令に基づき職務の執行を行うこととし、監事以外からの指揮命令を受けないものとする。
また、補助職員の人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監事会の同意を得ることとする。
- (2) 補助職員は、監事の指示により、必要な会議へ出席する等の調査や情報収集を行うことができるものとする。

8. 当金庫グループの役員および使用人が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 当金庫グループの役員および使用人は、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について、速やかに監事に報告する。
- (2) 監事は、理事会に出席するとともに、常務会、経営管理委員会およびコンプライアンス委員会等重要な会議に出席し、意見を述べるができる。
また、前記にかかわらず、監事はいつでも必要に応じて当金庫グループの役員および使用人に対して報告を求めることができる。
- (3) 当金庫グループの役員および使用人は、職務の執行状況等について、監事からの報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。

9. 監事へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監事へ報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けることを禁止し、「公益通報者保護規程」を定める。

10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監事がその職務の執行について、当金庫に対して費用等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監事の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

理事と監事は、定期的に意見交換を行い、双方の意思疎通を通じて監査の実効性を高めるよう努力する。

顧客保護等管理態勢

1. プライバシー・ポリシー（個人情報保護方針）

中国労働金庫（以下「当金庫」という）は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づきお客様の個人情報の保護に努めます。

なお、「個人番号」および「特定個人情報」の取扱いについては、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」をご覧ください。

(1) 個人情報の取得について

当金庫は、お客さまとのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客さまの個人情報をお預かりいたします。

(2) 個人情報の利用について

- ① 当金庫は、お客さまの個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示しした利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。
- ② 当金庫は、お客さまが所属する会員団体との間で、お客さまの個人情報を共用させていただいております。
- ③ 当金庫は、お客さまの個人情報の取扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえ、お客さまの個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。
- ④ 当金庫は、法令で定める場合を除き、お預かりした個人情報を、お客さまの同意がない第三者へ提供・開示いたしません。

(3) 個人情報の管理について

当金庫は、お客さまの個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどを防止するため、セキュリティ対策を講じて適正に管理いたします。

(4) 個人情報の開示・訂正・利用停止等について

お客さまが、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、お取引店または当金庫窓口（下記に記載のお問い合わせ先）までご連絡ください。

(5) 個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、個人情報管理責任者を置き、お客さまの個人情報が適正に取扱われるよう、従業者への教育を徹底し、適正な取扱いが行われるように点検すると同時に、個人情報保護の取組みを適宜見直し改善いたします。

(6) 個人情報等の法令等の遵守について

当金庫は、個人情報保護法などの法令等を遵守して、お客さまの個人情報を取扱いいたします。

(7) お問い合わせ・苦情の窓口について

当金庫の個人情報の取扱いに関するお問い合わせ・苦情は、お取引店または下記お問い合わせ先にお申し出ください。

＜お問い合わせ先＞ 広島市南区稲荷町1番14号 中国労働金庫リスク統括部＜ろうきん相談室＞
TEL：0120-801-284 受付時間：平日9：00～17：00
ただし、12月31日～1月3日、5月3～5日、および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。
FAX：082-261-8177 E-mail：riskkanri@chugoku.rokin.or.jp

2. 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

中国労働金庫（以下「当金庫」という）は、個人番号および特定個人情報（以下「特定個人情報等」という）保護の重要性を認識し、その適正な取扱いの確保について組織として取り組むため、以下の方針に基づきお客さまの特定個人情報等の保護に努めます。

(1) 事業者の名称

中国労働金庫

(2) 関係法令、ガイドライン等の遵守

当金庫は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」および「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」等を遵守して、特定個人情報等の適正な取扱いを行います。

(3) 安全管理措置に関する事項

当金庫は、お客さまの特定個人情報等について、漏えい、滅失またはき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、特定個人情報等を取扱う従業者や委託先（再委託先等を含みます）に対して、必要かつ適切な監督を行います。

(4) お問い合わせ・苦情の窓口

特定個人情報等に関するお問い合わせ・苦情は、お取引店または下記お問い合わせ先にお申し出ください。

＜お問い合わせ先＞ 広島市南区稲荷町1番14号 中国労働金庫リスク統括部＜ろうきん相談室＞
TEL：0120-801-284 受付時間：平日9：00～17：00
ただし、12月31日～1月3日、5月3～5日、および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。
FAX：082-261-8177 E-mail：riskkanri@chugoku.rokin.or.jp

なお、お客さまの個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」に基づく当金庫のプライバシー・ポリシー（個人情報保護方針）もご覧ください。

利益相反管理方針の概要

すべてのお客さまは平等に利益・サービスを楽しむことができ、お客さまの不利益のもと当金庫が利益を得たり、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、当金庫では「利益相反管理方針」を定め、公表するとともに、適切な管理体制を整備しています。

(注) 「利益相反管理方針」は、当金庫ホームページに掲載しています。(<https://www.chugoku.rokin.or.jp/>)

苦情等への対応 (金融ADR制度への対応について)

1. 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に、公正かつ確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に、本店・営業店・ローンセンター・ローンプラザ・出張所(電話番号はホームページをご覧ください)または、お客さま相談窓口(電話：0120-86-3760・平日9時～18時)にお申し出ください。

なお、土曜日・日曜日、祝日・振替休日および12/31～1/3は休業とさせていただきます。

2. 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、全国労働金庫協会のろうきん相談所(金庫営業日9時～17時、電話：0120-177-288)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等への利用申込に関する手続きについてご案内いたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です(各弁護士会の受付時間等は当金庫ホームページをご覧ください)。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立てについて、当事者のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める次の方法も用意しています。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人がテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

(注) 移管調停、現地調停は、すべての弁護士会で実施しているわけではありませんので、ご注意ください。実際に実施している弁護士会名や具体的な手続については、東京三弁護士会の各仲裁センター等、当金庫の苦情・相談窓口および「ろうきん相談所」にお問い合わせください。

くわしくは当金庫ホームページ(<https://www.chugoku.rokin.or.jp/>)をご確認ください。

政治的中立に係わる方針

労働金庫法第5条第3項において「金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。」と政治的中立の原則が定められています。

当金庫は、労働金庫法第5条第3項に定められた政治的中立の原則を遵守するため、「政治的中立に係わる基準」を制定し、全役職員に周知徹底しています。社会的責任と公共的使命を十分に自覚し、業務を遂行してまいります。

反社会的勢力による被害の防止について

2007年6月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」において、企業は契約書や取引約款に『暴力団排除条項』を導入することが求められており、また、金融庁の「監督指針」においても『暴力団排除条項』の導入により反社会的勢力が金融機関の取引先となることを防止することが必要とされています。

当金庫では、2010年7月20日より各種規定・新規申込書・契約書等に『暴力団排除条項』を導入し、預金口座の開設時など取引のお申込みの際に、お客さまが反社会的勢力には該当しないことを表明し確認していただくこととしています。

これにより、取引開始後に、申込時の表明確認が虚偽申告であった場合や反社会的勢力に該当することが判明した場合等には、取引を停止し、または取引を解約させていただくこととなります。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、反社会的勢力との関係を遮断する取組を推進していくことが、金融機関の公共的使命と社会的責任の観点から不可欠であるとの認識のもと、お客さまの信頼を得られるよう、また、業務の適切性および健全性を確保するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定しています。※「反社会的勢力に対する基本方針」は、当金庫ホームページに掲載しています。(<https://www.chugoku.rokin.or.jp/>)

ろうきん助け合い制度

〈ろうきん〉の原点である「助け合いの精神」に基づき、2006年度より会員勤労者およびその家族を守り、地域社会に貢献する諸施策の充実を目的として実施しております。

個別具体策の内容および2024年度の利用実績は以下のとおりです。

1. 「生活支援策」の利用実績

新規利用実績

(単位：件、千円)

商品・制度	件数	金額
生活・雇用応援ローン	0	0
勤労者生活支援特別融資制度	108	139,670
求職者支援資金融資制度	6	1,400
生活支援緊急ローン	0	0
技能者育成資金融資制度	7	9,350
合 計	121	150,420

勤労者生活支援特別融資制度利用状況（既往者条件変更分）

(単位：件、千円)

内 容	件数	金額
元金返済据置	14	346,825
返済期間延長	13	174,701
合 計	27	521,526

商品・制度	お使いみち・特長
生活・雇用応援ローン	企業の雇用調整等により給与収入が減少した方に対し、当面の生計を支援する生活資金の融資として、収入減少分の補填資金を月々分割してご融資し、普通預金口座へ振り込みます（会員の構成員の方のみご利用いただけます）。
勤労者生活支援特別融資制度	勤務先企業の合理化、倒産等により収入の減少または離職した場合、あるいは自然災害や感染症拡大等の影響により収入の減少や離職、自宅家屋等が被害を受けた際の修繕費用等の生活再建費用が増加した場合に、返済条件の見直しや住宅ローンの借換融資または生活資金としてご融資します。
求職者支援資金融資制度	雇用保険を受給できない方のうち、職業訓練受講中に支払われる給付金のみでは生活費が不足する方に対して、円滑な職業訓練、再就職をするために必要な資金をご融資します。なお、利用対象の審査等はハローワークで行われますので、まずはハローワークにご相談ください。
生活支援緊急ローン	勤務先企業の業績悪化等もしくは自然災害による収入減少、または勤務先企業倒産やリストラもしくは自然災害により離職した会員の構成員もしくは構成員であった方で、勤労者生活支援特別融資制度を利用することができない方に、生活資金をご融資します（ろうきん友の会賛助会員の融資取引者を含みます）。
技能者育成資金融資制度	経済的な理由により職業能力開発大学校および公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受けることが困難な方に対し、経済的な負担の軽減を図ることで職業訓練の受講を容易にするため、授業料等に充てる資金をご融資します。

2. 「助け合い制度」具体策の利用実績

(1) 「リトライ融資制度」の利用状況

(単位：件、千円)

商 品	件 数	新規実行金額
カーライフローン	10	22,990
教育ローン	3	7,100
無担保住宅ローン	－	－
有担保住宅ローン	16	632,480
その他（自治体提携ローンなど）	－	－
合 計	29	662,570

(注) オリコリトライ制度は2024年3月末で取扱終了。

(2) 安心パック保証制度利用状況

(単位：件、千円)

商 品	件 数	金 額
カーライフローン	86	246,710
教育ローン	7	27,380
無担保住宅ローン	6	27,500
安心パック専用フリーローン	17	4,770
合 計	116	306,360

(3) 多重債務の整理について (相談体制・融資制度)

多重債務に陥った組合員とそこご家族の生活再建を目的に、負債整理融資制度による借換えのほか、法的手続き等、さまざまな手段について検討を重ねて解決方針を決定するとともに、生活改善を通じた再発防止についても相談者とともに取組んでいます。

①相談受付件数

(単位：件)

件 数
116

②法的整理状況

(単位：件)

法的整理による救済措置の手続きをとった案件	件 数
任意整理	9
特定調停	－
個人再生	9
自己破産	9

(注) 過年度相談分を含む。

③借換ローンの実行状況

(単位：件、千円)

商 品	件 数	金 額
おまとめローン（債務整理扱い）	29	138,210
有担保負債整理ローン	4	69,400
合 計	33	207,610

(注) 過年度相談分を含む。

(4) 育児休業・介護休業期間中の元金据置制度利用状況

(単位：件、千円)

件 数	利用残高
6	140,310

(5) 福祉ローン

育児・介護休業期間中の育児・介護資金や医療費にかかる資金等にご利用いただけます。

(単位：件、千円)

新規利用実績		利用残高	
件 数	金 額	件 数	金 額
46	56,430	183	236,190

(6) 災害救援ローン

災害で被災された方の、家財購入費や生活資金等にご利用いただけます。

(単位：件、千円)

新規利用実績		利用残高	
件 数	金 額	件 数	金 額
1	5,000	321	1,532,820

決算の状況

● 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	2023年度末	2024年度末	負債および純資産の部	2023年度末	2024年度末
現金	9,657	9,120	預金積金	1,290,982	1,283,140
預け金	382,635	335,957	当座預金	35	44
買入手形	—	—	普通預金	441,331	446,725
コールローン	—	—	貯蓄預金	385	375
買現先勘定	—	—	通知預金	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	別段預金	458	816
買入金銭債権	—	—	納税準備預金	—	—
金銭の信託	1,050	—	定期預金	848,771	835,177
商品有価証券	—	—	定期積金	—	—
有価証券	120,876	132,404	譲渡性預金	11,320	18,820
国債	15,191	21,984	借入金	15,000	15,000
地方債	14,188	16,556	借入金	15,000	15,000
社債	75,576	77,281	売渡手形	—	—
投資信託	11,647	12,594	コールマネー	—	—
株式	171	195	売現先勘定	—	—
外国証券	4,101	3,790	債券貸借取引受入担保金	—	—
貸出金	850,373	884,640	コマーシャル・ペーパー	—	—
手形貸付	4,922	7,801	外国為替	—	—
証書貸付	807,073	837,253	その他負債	4,135	3,393
当座貸越	38,377	39,585	未決済為替借	6	19
外国為替	—	—	未払費用	1,741	2,167
その他資産	11,088	11,120	給付補填備金	—	—
未決済為替貸	5	63	未払法人税等	597	331
労働金庫連合会出資金	7,700	7,700	前受収益	11	20
前払費用	21	21	払戻未済金	11	5
未収収益	2,737	2,935	払戻未済持分	0	0
その他の資産	624	400	金融派生商品	—	—
有形固定資産	11,087	10,917	資産除去債務	46	46
建物	5,712	5,479	その他の負債	1,720	801
土地	4,904	4,874	代理業務勘定	—	—
建設仮勘定	—	137	賞与引当金	323	326
その他の有形固定資産	470	425	役員賞与引当金	—	—
無形固定資産	110	95	退職給付引当金	2,854	1,822
ソフトウェア	71	56	役員退職慰労引当金	95	122
その他の無形固定資産	39	38	睡眠預金払戻損失引当金	181	170
前払年金費用	666	—	特別法上の引当金	—	—
繰延税金資産	1,138	1,806	繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—	再評価に係る繰延税金負債	20	20
債務保証見返	6	5	債務保証	6	5
貸倒引当金	△408	△464	負債の部計	1,324,918	1,322,822
(うち個別貸倒引当金)	△43	△43	出資金	6,969	6,964
			普通出資金	6,969	6,964
			優先出資申込証拠金	—	—
			資本剰余金	—	—
			利益剰余金	57,341	58,792
			利益準備金	7,036	7,036
			その他利益剰余金	50,304	51,755
			特別積立金	47,729	49,435
			(特別積立金)	3,914	3,914
			(機械化積立金)	17,393	18,593
			(金利変動等準備積立金)	15,958	16,458
			(配当準備積立金)	850	850
			(経営基盤強化積立金)	8,738	8,738
			(その他の積立金)	874	880
			当期末処分剰余金	2,575	2,319
			処分未済持分	—	—
			自己優先出資	—	—
			自己優先出資申込証拠金	—	—
			会員勘定合計	64,310	65,756
			その他有価証券評価差額金	△911	△2,939
			繰延ヘッジ損益	—	—
			土地再評価差額金	△37	△37
			評価・換算差額等合計	△949	△2,977
			純資産の部合計	63,361	62,779
資産の部合計	1,388,280	1,385,601	負債および純資産の部合計	1,388,280	1,385,601

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資業務諸規程および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資統括部により行われ、また、定期的に経営陣による経営管理委員会や常務会・理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

統合的リスク管理規程において、リスク管理方法や手続き等の詳細を明記しており、理事会において決定された統合的リスク管理方針に基づき、経営管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的にはリスク統括部において、VaRによる共通の尺度を用いてリスク量を把握し、経営体力と比較して過大とならぬよう適切なリスク管理を行い、月次ペースで経営管理委員会や常務会・理事会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用委員会において決定された運用方針に基づき、資金運用取扱要綱に従い行われております。

このうち、経営統括部では、市場運用商品の購入を行っており、事前申請、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報はリスク統括部を通じ、経営管理委員会や常務会・理事会において定期的に報告されております。

(iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ取引規程に基づき実施されております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（預金・貸出金については保有期間120日、信額区間99％、観測期間720営業日、その他の金融資産・金融負債については保有期間20日、信額区間99％、観測期間240営業日）により算出しており、2025年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で7,016,283千円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストングを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

26. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです（時価等の算定方法については（注1）を参照）。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	335,957,354	337,021,735	1,064,380
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	－	－	－
その他有価証券（※1）	132,341,675	132,341,675	－
(3) 貸出金	884,640,461		
貸倒引当金（※2）	△464,403		
	884,176,057	892,699,081	8,523,023
金融資産計	1,352,475,088	1,362,062,492	9,587,404
(1) 預金積金	1,283,140,055	1,283,287,814	147,758
(2) 譲渡性預金	18,820,852	18,792,557	△28,295
(3) 借入金	15,000,000	15,000,000	－
金融負債計	1,316,960,908	1,317,080,371	119,463
デリバティブ取引（※3）	－	－	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	－	－	－

- (※1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-9項の取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。
- (※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格または公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27.から31.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金、および (2) 譲渡性預金

要求預預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借入金

借入金については、固定金利によるものであります。なお、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。また、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）であり、取引金融機関から入手した時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（※）	50,000
非上場株式（※）	12,400
労働金庫連合会出資金（※）	7,700,000
合 計	7,762,400

(※) 子会社・子法人等株式、非上場株式および労働金庫連合会出資金については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	183,445,154	142,512,200	－	10,000,000
有価証券				
満期保有目的の債券	－	－	－	－
その他有価証券証券のうち満期があるもの	13,616,400	37,114,026	48,654,864	18,000,000
貸出金（※）	222,922,176	356,861,240	261,318,607	34,054,970
合 計	419,983,730	536,487,466	309,973,471	62,054,970

(※) 貸出金には、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおり、期間の定めのないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金 (※)	864,308,952	343,792,925	75,038,178	—
譲渡性預金	18,820,852	—	—	—
借入金	15,000,000	—	—	—
合 計	898,129,804	343,792,925	75,038,178	—

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」等が含まれています（以下、31.まで同様）。

- 売買目的有価証券
該当ありません。
- 満期保有目的の債券
該当ありません。
- 子会社・子法人等株式および関連法人等株式で市場価格のない株式等以外のもの
該当ありません。
- その他の有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	133,087	100,911	32,175
	債券	1,003,090	1,000,499	2,590
	国債	500	499	0
	地方債	—	—	—
	社債	1,002,590	1,000,000	2,590
	その他	14,050,663	13,153,623	897,040
	小 計	15,186,841	14,255,035	931,805
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	114,819,870	119,761,027	△4,941,157
	国債	21,984,018	23,290,313	△1,306,294
	地方債	16,556,710	17,631,241	△1,074,530
	社債	76,279,141	78,839,472	△2,560,331
	その他	2,334,964	2,351,981	△17,016
	小 計	117,154,834	122,113,009	△4,958,174
合 計		132,341,675	136,368,044	△4,026,368

28. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

29. 当事業年度中に売却したその他の有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	8,150	2,139	—
債券	7,759,504	—	674,714
国債	2,137,317	—	303,489
地方債	501,978	—	95,753
社債	5,120,209	—	275,472
その他	2,058,424	64,826	—
合 計	9,826,078	66,966	674,714

30. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

31. 減損処理を行った有価証券

該当ありません。

32. 金銭の信託の保有目的別内訳

- 運用目的の金銭の信託
該当ありません。
- 満期保有目的の金銭の信託
該当ありません。
- その他の金銭の信託（運用目的および満期保有目的以外）

(単位：千円)

その他の 金銭の 信託	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの
	—	—	—	—	—

33. 当座貸越契約等

当座貸越契約および貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、187,184,034千円です。

このうち原契約期間が1年以内のもの（または任意の時期に無条件で取消可能なもの）は78,090,629千円です。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち109,093,405千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

34. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりです。

(単位：千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	510,346
企業型DC制度移管金	—
賞与引当金	88,237
その他の引当金	81,960
減価償却費	92,321
減損損失	311,375
貸出金等償却	70,974
その他の有価証券評価差額金	1,338,707
その他	102,044
繰延税金資産小計	2,595,966
評価性引当額	△510,727
繰延税金資産合計	2,085,238
繰延税金負債	
その他の有価証券評価差額金	251,587
その他	27,418
繰延税金負債合計	279,006
繰延税金資産の純額	1,806,232

35. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27％から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28％となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は29,370千円増加（繰延税金負債は979千円増加）し、法人税等調整額は28,391千円減少しております。

36. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

37. 追加情報

当金庫は2024年11月に、2025年4月1日から職員の定年年齢を60歳から65歳に延長し、併せて退職金制度の変更（退職一時金と確定給付企業年金の支給時期を65歳とすること、退職一時金の一部を確定給付企業年金に移行すること等）を決定いたしました。

この退職金制度の変更に伴い過去勤務費用549,670千円（退職給付債務の減少）が発生し、当事業年度に退職給付費用として△32,718千円計上しております。

● 損益計算書

科 目	2023年度	2024年度
経常収益	17,523	18,105
資金運用収益	15,903	16,471
貸出金利息	13,310	13,453
預け金利息	1,206	1,383
有価証券利息配当金	1,047	1,312
その他の受入利息	339	322
役務取引等収益	914	932
受入為替手数料	153	165
その他の役務収益	760	767
その他業務収益	614	627
国債等債券売却益	1	64
その他の業務収益	612	562
その他経常収益	91	73
貸倒引当金戻入益	35	—
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	—	2
金銭の信託運用益	52	43
その他の経常収益	3	27
経常費用	14,773	15,776
資金調達費用	740	1,004
預金利息	739	998
給付補填備金繰入額	—	—
譲渡性預金利息	1	5
役務取引等費用	3,370	3,630
支払為替手数料	467	484
その他の役務費用	2,902	3,146
その他業務費用	282	681
国債等債券売却損	282	674
その他の業務費用	0	6
経費	10,207	10,405
人件費	5,422	5,439
物件費	4,315	4,499
税金	468	466
その他経常費用	172	55
貸倒引当金繰入額	—	55
貸出金償却	0	0
株式等売却損	—	—
その他資産償却	—	—
退職手当金	—	—
その他の経常費用	172	—
経常利益	2,750	2,328
特別利益	9	0
固定資産処分益	9	0
その他の特別利益	—	—

科 目	2023年度	2024年度
特別損失	23	41
固定資産処分損	9	5
減損損失	—	8
その他の特別損失	13	26
税引前当期純利益	2,736	2,287
法人税、住民税および事業税	691	445
法人税等調整額	64	82
法人税等合計	755	527
当期純利益	1,980	1,760
繰越金（当期首残高）	594	559
土地再評価差額金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	2,575	2,319

注) 1.記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2.子会社との取引による収益総額 2,629千円
子会社との取引による費用総額 237,523千円
3.出資1口当たりの当期純利益金額 252円66銭
4.その他の特別損失は、旧美祿相談センターの建物取壊費用26,500千円であります。
5.固定資産の重要な減損損失
当事業年度において、以下の資産グループについて重要な減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
小野田支店	営業用店舗	土 地

当金庫は、営業用店舗については管理会計の最小単位である営業店単位を、遊休資産については各資産を、ブルーピングの最小単位としております。本部、旧事務集中センターについては独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。
継続的な地価の下落等により投下資産の回収可能価額が著しく低下した資産について、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（8,696千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、土地8,696千円であります。
当資産グループの回収可能価額は正味売却価額としており、正味売却価額は不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。
6.収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

● 剰余金処分計算書

科 目	2023年度（総会承認日2024年6月25日）	2024年度（総会承認日2025年6月25日）
当期末処分剰余金	2,575	2,319
当期純利益	1,980	1,760
繰越金（当期首残高）	594	559
剰余金処分額	2,015	1,709
普通出資に対する配当金	(年2.00%) 139	(年2.00%) 139
事業の利用分量に対する配当金	169	169
金利変動等準備積立金	500	1,400
機械化積立金	1,200	—
圧縮積立金	6	—
繰越金（当期末残高）	559	610

貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書については、2025年5月16日に労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づき会計監査人（有限責任 あずさ監査法人）の監査を受け、2025年5月16日に監事の監査を受けております。

なお、貸借対照表、損益計算書は同年6月25日の総会に報告し、剰余金処分計算書は承認を受けております。

2025年6月25日

中国労働金庫

理 事 長

中山 悦己

安全性の指標

● 労働金庫法に基づく開示債権および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権

労働金庫法および金融再生法に基づく開示債権合計は9,398百万円となりました。内訳は、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」が3,881百万円、「危険債権」が4,563百万円、「要管理債権」が955百万円（うち、「三月以上延滞債権」が484百万円、「貸出条件緩和債権」が471百万円）となっています。

開示債権比率（総与信残高885,449百万円に占める割合）は1.06%となっています。

（単位：百万円）

区 分	2023年度末	2024年度末
労働金庫法および金融再生法上の開示債権 (A)	9,413	9,398
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	3,399	3,881
危険債権	4,892	4,563
要管理債権	1,122	955
三月以上延滞債権	651	484
貸出条件緩和債権	471	471
保全額 (B)	9,408	9,338
担保・保証等による回収見込額	9,006	8,880
貸倒引当金	402	458
保全率 (B) / (A) (%)	99.95	99.36
正常債権 (C)	841,857	876,051
総与信残高 (D) = (A) + (C)	851,269	885,449
労働金庫法および金融再生法上の開示債権比率 (A) / (D) (%)	1.11	1.06

注) 1.原則として、保全率は100%を上限として記載しています。
2.金額は決算後（償却後）の計数です。
3.単位未満四捨五入しています。

「労働金庫法および金融再生法上の開示債権」とは
「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」の合計額のことです。
「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれに準ずる債権のことです。
「危険債権」とは
債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」に該当しない債権のことです。
「要管理債権」とは
上記の「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。
「三月以上延滞債権」とは
元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しない貸出金です。
「貸出条件緩和債権」とは
債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。 貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」と異なります。
「正常債権」とは
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権のことで、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権です。
「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「正常債権」の対象となる債権
貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。

「担保・保証等による回収見込額」とは

「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことで、

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権（「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」）」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことで、

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

● 資産査定に係る各種基準の比較

当金庫の「資産査定の債務者区分」「償却・引当基準」「労働金庫法および金融再生法に基づく開示債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

資産査定の債務者区分			労金の償却・引当基準				債権の区分（金融再生法等に基づく報告・公表）		
区分単位	債務者単位	金額 (単位：百万円)	区分単位	債務者単位	金額 (単位：百万円)	区分単位	債務者単位	金額 (単位：百万円)	
対象債権	債権		対象債権	債権		対象債権	総与信		
定義 債務者区分	労働金庫の資産査定要領		定義 債務者区分	処理基準 分類		定義 債権区分	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条		
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	919	破綻先	Ⅳ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。	3	(注2)		
				Ⅲ分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。	—			
				非・Ⅱ分類		915	破産更生債権およびこれらに準ずる債権		
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく、今後、経営破綻に陥っている債務者	2,962	実質破綻先	Ⅳ分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。	11			3,881
				Ⅲ分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。	2			
				非・Ⅱ分類		2,948			
破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	4,562	破綻懸念先	Ⅲ分類	必要額（予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積る場合もある。）を個別貸倒引当金に繰入れる。	26	危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権	4,562
				非・Ⅱ分類		4,536			
要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業績が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者	7,665	要注意先	Ⅱ分類	予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1)	1,483	要管理債権 三月以上延滞債権	元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（債権単位）	483
			要管理債権	非分類			貸出条件緩和債権	経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金	470
			要管理債権以外(注4)						
			要管理先以外の要注意先	Ⅱ分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1)	6,181			
				非分類					
正常先	業績が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	863,764	正常先	非分類	予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1)	863,764	正常債権(注3)	債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権およびこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権	876,050
その他	国および地方公共団体に対する債権および被管理金融機関に対する債権	4,770	その他	—	引当は行わない。(注1)	4,770			

(注1) 一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。

(注2) 償却・引当基準と金融再生法の差（網かけ部分）は、直接償却額分です。

(注3) 総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権（未収利息等）については、正常債権に含まれます。

(注4) 要管理債権を有する債務者の、三月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。

経営指標

● 主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)		
科 目	2023年度	2024年度
業務粗利益	13,039	12,716
業務粗利益率	0.95%	0.92%
業務純益	2,821	2,155
実質業務純益	2,821	2,210
コア業務純益	3,101	2,820
コア業務純益（投資信託解約損益を除く）	3,101	2,820
資金運用収支	15,163	15,467
役務取引等収支	△ 2,456	△ 2,697
その他業務収支	331	△ 53
資金運用勘定平均残高	1,362,712	1,376,148
資金運用収益（受取利息）	15,903	16,471
資金運用収益増減（△）額	165	568
資金運用利回り	1.16%	1.19%
資金調達勘定平均残高	1,317,270	1,330,249
資金調達費用（支払利息）	740	1,004
資金調達費用増減（△）額	8	263
資金調達利回り	0.05%	0.07%
資金調達原価率	0.83%	0.86%
資金利鞘	0.33%	0.33%
総資産経常利益率	0.19%	0.16%
総資産当期純利益率	0.14%	0.12%
総資産業務純益率	0.20%	0.15%
純資産経常利益率	4.36%	3.72%
純資産当期純利益率	3.14%	2.81%
純資産業務純益率	4.47%	3.45%

注）1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 利益率・純益率

$$\text{総資産（純）利益率（純益率）} = \frac{\text{（純）利益（純益）}}{\text{総資産（除く債務保証見返）平均残高}} \times 100$$

$$\text{純資産（純）利益率（純益率）} = \frac{\text{（純）利益（純益）}}{\text{純資産（外部流出額を除く）期末残高}} \times 100$$

● 純資産の内訳

(単位：百万円)					
科 目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
純資産	59,301	60,733	61,865	63,361	62,779
出資金	6,988	6,978	6,976	6,969	6,964
普通出資金	6,988	6,978	6,976	6,969	6,964
利益剰余金	52,128	54,028	55,669	57,341	58,792
利益準備金	7,036	7,036	7,036	7,036	7,036
その他利益剰余金	45,092	46,991	48,632	50,304	51,755
特別積立金	3,914	3,914	3,914	3,914	3,914
目的積立金	38,514	40,414	42,114	43,814	45,520
当期末処分剰余金	2,662	2,662	2,603	2,575	2,319
当期純利益	2,105	2,139	1,950	1,980	1,760
評価・換算差額等合計	184	△273	△ 780	△ 949	△ 2,977

● 常勤従業員1人当たり預金・貸出金残高

(単位：百万円)		
項 目	2023年度	2024年度
預金残高（平均残高）	1,691	1,693
貸出金残高（平均残高）	1,079	1,109

注）役職員数は期中平均人員を使用しています。

● 1店舗当たり預金・貸出金残高

(単位：百万円)		
項 目	2023年度	2024年度
預金残高（平均残高）	33,706	33,734
貸出金残高（平均残高）	21,513	22,104

注）店舗数は期末の店舗数を使用しています。

業績の内容

● 会員数・出資金に関する指標

〈会員数内訳〉			(単位：会員、千円、％)			
項 目	2023年度末			2024年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	3,385	6,771,258	97.15	3,285	6,776,123	97.29
民間労働組合	1,946	4,253,230	61.02	1,945	4,376,442	62.84
民間以外の労働組合						
および公務員の団体	622	1,224,743	17.57	562	1,108,447	15.91
生活協同組合	52	129,904	1.86	52	129,964	1.86
その他団体	765	1,163,381	16.69	726	1,161,270	16.67
個人会員	1,437	198,104	2.84	1,352	188,262	2.70
合 計	4,822	6,969,362	100.00	4,637	6,964,385	100.00

〈大口出資会員一覧〉				(単位：千円、％)	
順位	会員名		出資金額	出資金総額に 対する割合	
1	一般社団法人 広島県労働会館		546,647	7.84	
2	J F E スチール倉敷労働組合		245,971	3.53	
3	マツダ労働組合		223,248	3.20	
4	一般社団法人 山口県労働者福祉協議会		210,110	3.01	
5	一般社団法人 岡山県労働者福祉協議会		162,874	2.33	
6	日鉄ステンレス労働組合 周南		116,000	1.66	
7	全国マツダ労働組合連合会		101,300	1.45	
8	中電工労組		100,000	1.43	
9	日ノ丸共済会		77,010	1.10	
10	三井 E & S 労働組合連合会岡山地方支部		73,472	1.05	
11	東ソー労働組合		66,479	0.95	
12	トクヤマ労働組合		64,607	0.92	
13	三菱自動車工業労働組合水島支部		62,500	0.89	
14	自治労鳥取県本部		59,218	0.85	
15	I H I 労働組合連合会呉支部		55,298	0.79	
16	J P 労組中国地本岡山連絡協議会		53,000	0.76	
17	J F E スチール福山労働組合		52,328	0.75	
18	自治労広島県本部		50,156	0.72	
19	日本製鉄呉労働組合		50,000	0.71	
20	三菱重工グループ労働組合連合会三原地区本部		47,932	0.68	

2025年3月31日現在

〈出資配当等〉			(単位：千円)	
項目	2023年度 (総会承認日2024年6月25日)	2024年度 (総会承認日2025年6月25日)		
出資配当 (配当率)	139,050 (年2%の割合)	139,062 (年2%の割合)		
利用配当	169,994	169,994		
配当負担率	12.00%	13.32%		

注) 配当負担率 = $\frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}}$

● 預金に関する指標

〈預金科目別残高（期末残高）〉					(単位：百万円)			
項 目	個人	2023年度末			個人	2024年度末		
		公金	金融機関	その他預金		公金	金融機関	その他預金
当座預金	-	-	-	35	-	-	-	44
普通預金	392,402	754	37	48,137	397,605	701	4	48,415
貯蓄預金	385	-	-	-	375	-	-	-
通知預金	-	-	-	-	-	-	-	-
別段預金	1	269	0	186	1	315	2	497
定期預金	780,694	3,493	5,574	59,008	767,657	3,503	6,203	57,813
その他預金	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1,173,483	4,517	5,612	107,367	1,165,639	4,519	6,209	106,770

〈預金種類別内訳（平均残高）〉			(単位：百万円)	
項 目	2023年度	2024年度		
流動性預金	441,379	449,353		
定期性預金	862,046	848,872		
譲渡性預金	11,141	17,437		
その他の預金	-	-		
合計	1,314,567	1,315,663		

〈定期預金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）〉			(単位：百万円)	
項 目	2023年度	2024年度		
固定金利定期預金	848,478	834,918		
変動金利定期預金	292	258		
その他	-	-		
合計	848,771	835,177		

〈預金者別内訳（期末残高）〉					(単位：百万円、％)			
項 目		2023年度末			2024年度末			
		金額	構成比		金額	構成比		
団体会員		1,082,257	83.83		1,072,570	83.58		
民間労働組合		509,079	39.43		506,285	39.45		
民間以外の労働組合および公務員の団体		267,535	20.72		263,807	20.55		
生活協同組合および同連合会		7,837	0.60		7,869	0.61		
その他団体		297,805	23.06		294,609	22.96		
(うち間接構成員)		(991,078)	(76.76)		(981,624)	(76.50)		
個人会員		7,986	0.61		7,400	0.57		
国・地方公共団体・非営利法人		7,655	0.59		6,785	0.52		
一般員外 (a)		193,082	14.95		196,383	15.30		
合 計		1,290,982	100.00		1,283,140	100.00		

注) 当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4第2項に定められた「100分の10」以上であることにより労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行い、また、労働金庫法施行令第1条の7第2項に定められた「100分の10」以上であることおよび定款の定めにより、同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

〈財形貯蓄残高（期末残高）〉			(単位：百万円、％)	
項 目	2023年度末	2024年度末		
一般員外譲渡性預金 (b)	710	710		
一般員外預金計 (c) : (上表の (a) + (b))	193,792	197,093		
譲渡性預金を含む総預金残高 (d)	1,302,302	1,301,960		
一般員外預金比率 (c) / (d) × 100	14.88%	15.13%		

〈財形貯蓄残高（期末残高）〉					(単位：百万円、％)
項 目	2023年度末		2024年度末		
	金額	預金に占める割合	金額	預金に占める割合	
一般財形	145,570	11.17	141,150	10.84	
財形年金	49,226	3.77	46,928	3.60	
財形住宅	8,005	0.61	7,278	0.55	
合 計	202,802	15.57	195,357	15.00	

● 貸出金等に関する指標

〈貸出金科目別内訳（平均残高）〉 (単位：百万円)

項 目	2023年度	2024年度
手形貸付	5,229	5,883
証書貸付	796,022	817,057
当座貸越	37,780	39,128
割引手形	—	—
合 計	839,032	862,069

〈貸出金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）〉 (単位：百万円)

項 目	2023年度末	2024年度末
固定金利貸出金	108,993	108,515
変動金利貸出金	741,379	776,124
合 計	850,373	884,640

注）手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。

〈貸出金担保種類別内訳（期末残高）〉 (単位：百万円)

項 目	2023年度末	2024年度末
当金庫預金積金	1,632	1,533
有価証券	—	0
動産	—	0
不動産	10,340	8,779
その他	—	0
小 計	11,973	10,313
保証	831,299	867,526
信用	7,100	6,800
合 計	850,373	884,640

〈債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）〉 (単位：百万円)

項 目	2023年度末	2024年度末
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
小 計	—	—
保証	6	5
信用	—	—
合 計	6	5

〈貸出金使途別内訳（期末残高）〉 (単位：百万円、%)

項 目		2023年度末		2024年度末	
		金額	構成比	金額	構成比
貸金手当対策資金		—	—	—	—
生活資金		112,670	13.24	118,268	13.57
	カードローン	35,700	4.19	39,585	4.34
	教育ローン	8,613	1.01	9,702	1.09
	その他	68,356	8.03	68,981	8.13
福利共済資金	運営資金	7,280	0.85	6,974	0.78
	設備資金	739	0.08	720	0.00
生協資金	運営資金	—	—	—	—
	設備資金	—	—	—	—
住宅資金	一般住宅資金	729,682	85.80	755,823	85.55
	住宅事業資金	—	—	—	—
合 計		850,373	100.00	883,425	100.00

〈貸出金貸出先別・業種別内訳（期末残高）〉 (単位：百万円、%)

項 目	2023年度末		2024年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
民間労働組合	423,488	49.80	446,595	50.48
民間以外の労働組合および公務員の団体	91,588	10.77	95,877	10.83
消費生活協同組合および連合会	72,089	8.47	72,301	8.17
その他の団体	222,698	26.18	229,595	25.95
≪間接構成員≫	≪808,901≫	≪95.12≫	≪843,448≫	≪95.34≫
個人会員	24	0.00	21	0.00
会員等計	809,889	95.23	844,391	95.45
預金積金担保貸出	188	0.02	182	0.02
その他	40,295	4.73	40,066	4.52
業種別内訳		(100.00)		(100.00)
製造業	—	(—)	—	(—)
農業、林業	—	(—)	—	(—)
漁業	—	(—)	—	(—)
鉱業、採石業、砂利採取業	—	(—)	—	(—)
建設業	—	(—)	—	(—)
電気・ガス・熱供給・水道業	—	(—)	—	(—)
情報通信業	—	(—)	—	(—)
運輸業、郵便業	—	(—)	—	(—)
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	(—)	—	(—)
金融業、保険業	2,000	(4.96)	2,000	(4.99)
不動産業、物品賃貸業	—	(—)	—	(—)
医療、福祉	0	(0.00)	3	(0.00)
サービス業	—	(—)	—	(—)
国・地方公共団体	5,056	(12.54)	4,770	(11.90)
個人	33,238	(82.48)	33,292	(83.09)
その他	—	(—)	—	(—)
会員外計	40,483	4.76	40,249	4.54
合 計	850,373	100.00	884,640	100.00

〈預貸率（期末値・期中平均値）〉 (単位：%)

項 目	2023年度	2024年度
預貸率（期末値）	65.29	67.94
預貸率（期中平均値）	63.82	65.52

● 有価証券に関する指標

〈商品有価証券の種類別の平均残高〉

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客さまに商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていない。

〈有価証券の種類別・残存期間別の残高〉

(単位：百万円)

		計	期間の 定めなし	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債	2023年度末	15,191	－	－	1	7,599	7,590
	2024年度末	21,984	－	1	5,951	10,100	5,930
地方債	2023年度末	14,188	－	554	2,212	7,615	3,805
	2024年度末	16,556	－	1,015	2,196	10,506	2,838
短期社債	2023年度末	－	－	－	－	－	－
	2024年度末	－	－	－	－	－	－
社債	2023年度末	75,576	6,200	6,147	31,108	19,148	12,970
	2024年度末	77,281	7,544	10,630	31,001	16,997	11,107
貸付信託	2023年度末	－	－	－	－	－	－
	2024年度末	－	－	－	－	－	－
投資信託	2023年度末	11,647	11,647	－	－	－	－
	2024年度末	12,594	12,594	－	－	－	－
株式	2023年度末	171	171	－	－	－	－
	2024年度末	195	195	－	－	－	－
外国債券	2023年度末	4,101	－	597	3,504	－	－
	2024年度末	3,790	－	3,098	692	－	－
その他の証券	2023年度末	－	－	－	－	－	－
	2024年度末	－	－	－	－	－	－
合計	2023年度末	120,876	18,019	7,299	36,827	34,362	24,367
	2024年度末	132,404	20,334	14,745	39,841	37,605	19,876

〈有価証券の種類別の平均残高〉

(単位：百万円、%)

項 目	2023年度		2024年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	16,578	13.82	21,481	15.47
地方債	12,788	10.66	17,723	12.76
短期社債	－	－	－	－
社債	74,573	62.18	83,806	60.35
貸付信託	－	－	－	－
投資信託	10,140	8.45	11,581	8.34
株式	143	0.11	152	0.10
外国証券	5,695	4.74	4,107	2.95
その他の有価証券	－	－	－	－
合 計	119,920	100.00	138,852	100.00

注) 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、その他社債が含まれます。

〈預証率（期末値・期中平均値）〉

(単位：%)

項 目	2023年度	2024年度
預証率（期末値）	9.28	10.16
預証率（期中平均値）	9.12	10.55

〈有価証券の時価情報〉

ろうきんでは、預金の形でお預かりした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどで活用して勤労者の借入ニーズに応えています。その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させています。

当金庫は、保有する有価証券をはじめとする金融商品について金融商品会計基準に基づく時価会計を実施しています。金融商品の時価に関する情報は、貸借対照表注記（19頁）をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、貸借対照表計上額は、あくまでも2025年3月末現在の状況であり、今後、変動することも想定されます。確定（実現）した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

1 売買目的有価証券

売買目的有価証券は、該当ありません。

2 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券は、該当ありません。

3 子会社・子法人等株式および関連法人等株式

子会社・子法人等株式および関連法人等株式で時価のあるものは、該当ありません。

4 その他有価証券

(単位：百万円)

	項 目	2023年度末			2024年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	108	80	28	133	100	32
	債券	14,633	14,554	79	1,003	1,000	2
	国債	506	497	8	0	0	0
	地方債	3,359	3,345	14	－	－	－
	社債	10,767	10,711	56	1,002	1,000	2
	その他	14,088	13,297	791	14,050	13,153	897
	小 計	28,831	27,931	899	15,186	14,255	931
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－	－	－	－
	債券	90,322	92,515	△ 2,192	114,819	119,761	△ 4,941
	国債	14,684	15,270	△ 585	21,984	23,290	△ 1,306
	地方債	10,828	11,194	△ 365	16,556	17,631	△ 1,074
	社債	64,808	66,050	△ 1,241	76,279	78,839	△ 2,560
	その他	1,660	1,665	△ 5	2,334	2,351	△ 17
	小 計	91,982	94,180	△ 2,197	117,154	122,113	△ 4,958
合 計		120,813	122,112	△ 1,298	132,341	136,368	△ 4,026

注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
3. 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

5 市場価格のない株式等の主な内容および貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項 目	2023年度末	2024年度末
子会社・子法人等株式	50	50
非上場株式	12	12
労働金庫連合会出資金	7,700	7,700
合 計	7,762	7,762

〈金銭の信託の時価情報〉

(単位：百万円)

	2023年度末		2024年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
その他の金銭信託	1,050	－	－	－

注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における時価により計上したものです。
2. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
3. 「運用目的の金銭の信託」および「満期保有目的の金銭の信託」はありません。

● 金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

「デリバティブ取引」とは
国内、国外の金融市場で取引される金利や為替、株式等に関する先物やスワップ、オプションなどの手法を用いた、いわゆるオフバランス取引（帳簿外の取引）を「デリバティブ」（金融派生商品）取引といいます。
「先物取引」「先渡取引」とは
ある商品（例えば国債、金利、指数）について、将来のある日（決済期日）に、現在約束した価格で、売買できる取引のことをいいます。 「先物取引」が取引所に上場しているのに対し、「先渡取引」は、相対取引の店頭取引であるという違いがあります。
「スワップ」とは
将来の特定期間にわたりあらかじめ決められた条件でキャッシュフローを交換する取引のことです。同一通貨建てで種類の異なる金利相当額を交換する金利スワップと、異なる通貨間の金利と元本を交換する通貨スワップがあります。当金庫では、固定金利選択型ローンの取扱いに伴う、金利変動リスクを避けるためにスワップを利用しています。
「オプション」とは
あらかじめ定めた一定の条件のもとで、債券、株式、通貨などを将来の決められた期日までにその時の市場価格に関係なくあらかじめ決められた特定の価格で買う権利、または売る権利を売買する取引をオプション取引といいます。 当金庫でキャップローン（上限金利付住宅ローン）の取扱いに伴う金利変動リスクを避けるために利用しているキャップも、このオプションのうちの一つです。

〈「当金庫のデリバティブへの取組み姿勢等」について〉

1. 「利用目的」

当金庫では、保有している金融資産や負債についての将来の金利変動などによる損失を回避するため、一定の範囲でデリバティブ取引を活用しています。

2. 「取組みの情報」

具体的には、将来の金利変動リスク回避を目的として、金利関連取引を実施しています。

3. 「リスク管理に対する管理態勢」

当金庫では、「資金運用規定」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取扱基準を定め、それらに基づいた運用を行っています。運用状況については、理事会などに報告しています。

今後とも相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理態勢の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

〈金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジット・デリバティブ取引〉

該当するデリバティブ取引の取扱いはありません。

● その他業務に関する指標

〈公共債窓口販売実績〉			(単位：千円)
項 目	2023年度	2024年度	
国債	714,520	3,229,400	

〈投資信託窓口販売実績〉			(単位：千円)
項 目	2023年度	2024年度	
投資信託	981,535	2,365,337	

〈内国為替取扱実績〉				(単位：件)
項 目	区 分	2023年度	2024年度	
送金・振込	各地へ向けた分	361,109	401,572	
	各地より受けた分	3,353,512	3,492,822	
代金取立	各地へ向けた分	－	－	
	各地より受けた分	3	－	
合 計	各地へ向けた分	361,109	401,572	
	各地より受けた分	3,353,515	3,492,822	

自己資本の充実の状況

● 単体自己資本比率（国内基準）

		(単位：％)
2023年度末	2024年度末	
8.38	9.10	

注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫および労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第1号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）に基づき、自己資本比率を算定しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

また、「労働金庫法施行規則第114条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官および厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件（令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第2号）」（以下、「第3の柱告示」といいます。）に基づき、自己資本比率に関わる開示を行っております。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準とよばれる自己資本比率が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる比率が適用されます。自己資本比率の算式は以下のとおりです。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\left(\frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額）（注1）}}{\text{コア資本に係る調整項目の額（注2）}} \right)}{\left(\frac{\text{信用リスク・アセットの額の合計額（注3）}}{\text{（マーケット・リスク相当額＋オペレーショナル・リスク相当額）} \times 12.5 \text{（注4）}} \right)}$$

(注1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注2) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオフバランス取引等）、CVAリスク相当額を8％で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

(注4) 8％（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。

①信用リスク・アセット額の合計額の計算方法

「標準的手法」および「内部格付手法」のうち、当金庫は「標準的手法」^(注)を採用しています。

(注) 標準的手法…細分化されたリスク・ウェイトを資産の額ならびにオフ・バランス取引ならびに派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額に乘じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンがLTV比率の区分に応じて20～75%、住宅ローン以外の個人向けローンが45～100%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

LTV（Loan To Value）比率は、抵当権付住宅ローンの額を担保価値の額（不動産の評価額）で除したものです。

②マーケット・リスク相当額の合計額の計算方法

マーケット・リスク相当額の合計額は、「内部モデル方式」、「標準的方式」および「簡易的方式」を用いて算定しますが、当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入しておりません。

③オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

標準的計測手法^(注)を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

(注) 標準的計測手法…BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4％に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

引続き、保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

(1) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項 目	2023年度末	2024年度末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	64,001	65,447
うち、出資金および資本剰余金の額	6,969	6,964
うち、利益剰余金の額	57,341	58,792
うち、外部流出予定額 (△)	△309	△309
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	365	420
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	365	420
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	64,366	65,867
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	110	95
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	110	95
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	486	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	596	95
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	63,769	65,772
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	735,614	696,054
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	25,054	26,194
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	760,668	722,248
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.38	9.10

自己資本調達手段の概要

2024年度末の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：中国労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：65,867百万円

「コア資本」とは
2014年末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資＋内部留保＋優先出資＋（△）調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは
告示では、コア資本に算入できる項目を「コア資本に係る基礎項目」として定めております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました（ただし、経過措置が設けられています）。

「出資金」とは
会員のみなさまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資」とは
優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となる場合があります。 この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

「資本剰余金」とは
「純資産」のうち「資本準備金」と「その他資本剰余金」で構成されております。 「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。 「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうさんの取引から生ずることはありません。

「利益剰余金の額」とは
万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」および「その他利益剰余金」から構成されています。 「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金をさします。 「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。 (1) 金利変動準備積立金 市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。 (2) 機械化積立金 事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。 (3) 配当準備積立金 配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。 (4) 経営基盤強化積立金 将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

「外部流出予定額（△）」とは
当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員のみなさまへ還元することが予定されるものをさしています。

「上記以外に該当するものの額」とは
出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは
引当金は将来の費用または損失に対して引当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および退職給付引当金の3種類を引当てております。 このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引当てするというものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありませんが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています（算入上限は信用リスクアセットの額の合計額の1.25％）。

「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは
労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められていました。 2012年度までの旧告示では、この「差額」の45％は自己資本の補完的項目（Tier2）に加算することが認められていましたが、2013年度以降適用された告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。

「コア資本に係る調整項目」とは
2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金試算等があげられます。

「のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額」とは
無形固定資産のうち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収に充てることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは
証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「証券化エクスポージャー」とは
証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

「前払年金費用の額」とは
退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由に充てることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

「自己資本の額（（イ）－（ロ））」とは
以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

「マーケット・リスク相当額の合計額」とは
マーケット・リスク相当額は、「内部モデル方式」、「標準的方式」および「簡易的方式」を用いて算定しますが、当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入しておりません。

「勘定間の振替分」とは
マーケット・リスク相当額の計測対象となるリスクは、トレーディング勘定とバンキング勘定に区分されて、管理することとなります。「勘定間の振替分」とは、トレーディング勘定とバンキング勘定間で、該当する商品を振り替えた場合の影響額となります。 マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、記載しておりません。

「フロア調整額」とは
内部格付手法等を採用し算出されたリスク・アセットが、標準的手法により算出されたリスク・アセットの72.5％を下回らないようにする措置が導入されたことによる、自己資本比率算出上の分母加算額です。

「オペレーショナル・リスク相当額」とは
前年度末（2024年3月末）は、基礎的手法（注1）を使用し、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。 （注1）基礎的手法・・・粗利益の15％（直近3年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。 当年度末（2025年3月末）は、標準的計測手法（注2）を使用し、ＩＬＭを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。 （注2）標準的計測手法・・・ＢＩＣ（事業規模要素）×ＩＬＭ（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	2023年度末		2024年度末	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク (A)	735,614	29,424	696,054	27,842
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー (注3)	733,149	29,325	693,789	27,751
ソブリン向け (注4)	895	35	955	38
金融機関向け	78,406	3,136	69,360	2,774
事業法人等向け	21,547	861	17,858	714
中小企業等・個人向け	494,607	19,784	313,101	12,524
抵当権付住宅ローン	63,250	2,530	197,108	7,884
不動産取得等事業向け	200	8	—	—
延滞債権 (注5)	1,833	73	11,302	452
その他 (注6)	72,409	2,896	81,195	3,247
証券化エクスポージャー (うち再証券化)	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー (注7)	2,464	98	2,264	90
ルック・スルー方式 (注8)	2,464	98	2,264	90
マンデート方式 (注9)	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%) (注10)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%) (注10)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%) (注11)	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置により	—	—	—	—
リスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (注12)	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー (注13)	—	—	—	—
マーケット・リスク (注14) (B)	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク (注15) (C)	25,054	1,002	26,194	1,047
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B)	(A) + (B) + (C)	760,668	30,426	722,248
		28,889		

- (注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとまうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなります。
なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフバランス取引として取り扱うことになっています。
当金庫のオフバランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。
2. 所要自己資本＝リスク・アセット×4%
3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、出資等です。
7. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の8.～11.の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。
8. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。
$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$
9. 「マンデート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。
$$\text{マンデート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$
10. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンデート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。
11. 「フォールバック方式」は「ルック・スルー方式」「マンデート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。
12. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。
13. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となります。
14. マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスクおよび信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクです。当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入しておりません。
15. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。前年度末（2024年3月末）は、基礎的手法（注1）を使用し、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
（注1）基礎的手法・・・粗利益の15%（直近3年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。
当年度末（2025年3月末）は、標準的計測手法（注2）を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
（注2）標準的計測手法・・・BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額等

(単位：百万円)

	2023年度末	2024年度末
オペレーショナル・リスク相当額の合計を8%で除して得た額	25,054	26,194
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	1,002	2,095
BIの額		17,463
BICの額		2,095
ILMの値		1

金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

〈現在の自己資本の充実状況について〉

2024年度末の当金庫の自己資本比率は9.10%であり、国内基準の4%を大きく上回っています。

また、自己資本のほぼ全額が出資金および利益剰余金で構成されていることから、当金庫の自己資本は、質・量ともに充実していると評価しております。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

〈将来の自己資本の充実策〉

当金庫では、3カ年の中期経営計画および単年度の事業計画を策定しています。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

(3) 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

①信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

地域別

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末
地域区分														
国 内	1,387,680	1,388,129	849,848	876,032	110,022	123,745	-	-	10,866	11,708	415,564	367,270	1,377	9,372
国 外	1,297	998	-	-	1,297	998	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1,388,977	1,389,128	849,848	876,032	111,320	124,744	-	-	10,866	11,708	415,564	367,270	1,377	9,372

業種別

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末
業種区分														
製造業	14,121	12,935	-	-	14,121	12,915	-	-	-	-	-	19	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	300	701	-	-	300	701	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	2,302	1,900	-	-	2,302	1,900	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	11,155	11,747	-	-	11,155	11,747	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	3,763	4,262	-	-	3,702	4,201	-	-	-	-	60	60	-	-
運輸業、郵便業	4,525	5,028	-	-	4,505	5,008	-	-	-	-	19	19	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	2,505	1,905	-	-	2,505	1,905	-	-	-	-	-	-	-	-
金融業、保険業	416,466	370,731	2,003	2,000	30,140	30,853	-	-	-	-	384,321	337,875	-	-
不動産業、物品賃貸業	13,067	12,741	0	-	1,199	1,294	-	-	10,866	11,445	1,001	1	-	-
医療、福祉	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	1,916	1,976	954	919	900	994	-	-	-	-	61	61	-	-
国・地方公共団体	35,399	45,737	5,061	4,770	30,337	40,962	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	843,192	877,698	841,814	867,534	-	-	-	-	-	-	-	-	1,377	9,372
その他	40,262	41,761	12	5	10,150	12,257	-	-	-	263	30,099	29,232	-	-
合 計	1,388,977	1,389,128	849,848	875,229	111,320	124,744	-	-	10,866	11,708	415,564	367,270	1,377	9,372

残存期間別

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)	
	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末
期間区分												
期間の定めのないもの	88,240	74,330	8,509	9,482	6,420	7,829	-	-	10,866	11,708	62,443	44,500
1年以下	376,088	405,879	209,897	222,911	5,549	13,632	-	-	-	-	160,641	169,336
1年超3年以下	275,200	287,035	151,715	173,985	18,316	18,211	-	-	-	-	105,168	94,839
3年超5年以下	284,825	250,347	192,403	182,858	15,135	18,917	-	-	-	-	77,285	48,571
5年超7年以下	154,759	146,581	136,490	124,626	18,268	21,954	-	-	-	-	-	-
7年超10年以下	142,331	163,294	115,765	136,679	26,566	26,614	-	-	-	-	-	-
10年超	67,531	61,660	36,443	34,053	21,062	17,583	-	-	-	-	10,024	10,023
合 計	1,388,977	1,389,128	851,225	885,405	111,320	124,744	-	-	10,866	11,708	415,564	367,270

注) 1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」とは、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフバランス取引を含みます。

2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、労金連出資金、有形固定資産、無形固定資産等です。

3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

4. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	23年度	396	365	-	396	365
	24年度	365	420	-	365	420
個別貸倒引当金	23年度	47	43	0	47	43
	24年度	43	43	0	43	43
合 計	23年度	444	408	-	444	408
	24年度	408	464	0	408	464

「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額です。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部または全部に相当する金額を計上する引当金のことです。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等
業種別

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	47	43	43	43	—	0	47	43	43	43	—	0
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	47	43	43	43	—	0	47	43	43	43	—	0

注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

④標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの内訳
当期末（2024年度）

(単位：百万円)

	CCF ^(注2) ・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値 (%) ^(注3)
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	信用リスク・ アセットの額	
現金	9,120	—	9,120	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	25,314	—	25,314	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	22,426	—	22,426	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	9,555	—	9,555	—	955	10%
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	343,941	—	343,941	—	69,360	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	597	—	597	—	139	23%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	45,982	30	45,982	3	17,863	39%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	419,003	187,604	419,003	51,488	317,118	67%
トランザクター向け	—	62,390	—	6,239	2,807	45%
不動産関連向け	449,800	—	449,800	—	197,108	44%
自己居住用不動産等向け	449,800	—	449,800	—	197,108	44%
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	2,906	—	2,906	—	2,906	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	8,899	—	8,899	—	11,302	127%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 株式等	11,871	—	11,871	—	11,871	100%
合 計					628,487	

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
2. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、「信用リスク・アセットの額」を「CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー」の「オン・バランスの額」と「オフ・バランスの額」の合計額で除して算出しております。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 信用リスク・アセットの額の算出において、自己資本比率告示附則第11条第2項の規定に係る額に限り、経過措置適用前の額（完全実施ベース）を記載しております。
6. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

⑤標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額並びにリスク・ウェイト区分ごとの内訳
〔2024年度〕

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF ^(注1) ・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	9,120	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	25,314	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	22,426	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	9,555	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	338,631	—	4,983	—	—	—	241	—	—	84	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	396	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	20,011	—	—	—	—	—	—	—	—	24,349	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,534	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,239	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,239	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	43,436	30,128	104,839	209	—	642	83,403	—	—	76,079	—	—	168
自己居住用不動産等向け	—	—	—	43,436	30,128	104,839	209	—	642	83,403	—	—	76,079	—	—	168
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	58,396	9,555	—	402,079	30,128	109,823	209	—	642	83,644	—	6,239	100,532	—	—	168

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF _(注1) ・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,120
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25,314
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22,426
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,555
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	343,941
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	597
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	701	—	—	—	—	449	—	—	—	—	473	—	—	—	45,985
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	462,718	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	470,492
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,239
不動産関連向け	110,892	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	449,800
自己居住用不動産等向け	110,892	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	449,800
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,906	—	—	—	2,906
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	4,057	—	—	—	—	4,823	—	—	—	8,899
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,871	—	—	11,871
合 計	110,892	463,419	—	—	—	—	4,507	—	—	—	—	8,204	11,871	—	—	1,400,314

- (注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
2. 上表の「資産の額及び与信相当額の合計額」は、「CCF・信用リスク削減効果適用後」の、オン・バランス資産項目のエクスポージャーの額及びオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額をいいます。
3. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. 信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載しております。
5. パーセルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

⑥リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額		
	2023年度末		
	格付有り	格付無し	合計
0%	－	45,556	45,556
10%	－	8,951	8,951
20%	15,515	392,030	407,545
35%	－	180,714	180,714
50%	30,666	5	30,671
75%	－	661,110	661,110
100%	2,005	31,515	33,520
150%	－	1,220	1,220
200%	－	－	－
250%	－	16,880	16,880
1250%	－	－	－
その他	－	2,805	2,805
合 計	48,186	1,340,790	1,388,977

注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

⑦標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの内訳

当期末（2024年度末）		（単位：百万円）		
リスク・ウェイト区分	CCF （注1） ・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 （％） （注2）	資産の額及び与信相当額の 合計額（CCF・信用リスク 削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	610,835	－	0.000	610,835
40%～70%	295,237	62,390	10.000	301,476
75%	418,169	125,213	36.000	463,419
80%	－	－	0.000	－
85%	－	－	0.000	－
90%～100%	4,507	－	0.000	4,507
105%～130%	－	－	0.000	－
150%	8,201	30,000	10.000	8,204
250%	11,871	－	0.000	11,871
400%	－	－	0.000	－
1,250%	－	－	0.000	－
その他	－	－	－	－
合計	1,348,823	187,634	27.000	1,400,314

(注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
2. 「CCFの加重平均値」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、「CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー」の「オフ・バランスの額」に掲げる額で除した割合をいいます。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. 信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載しております。
5. パーザルⅡ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的に実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。
個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確認しています。
信用リスクの評価については、資産査定の特設部署が貸出金等の自己査定を定期的に実施することにより、信用リスクの把握に努めています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。
信用リスクの管理状況および今後の対応については、定期的に経営管理委員会で協議しています。また、常務会および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。
貸倒引当金は、「資産査定規程」および「貸出金等償却・引当事務手続規程」に基づき以下のとおり計上しています。
・正常先債権および要注意先債権
一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引当てています。
・破綻懸念先債権
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てています。
・破綻先債権および実質破綻先債権
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てています。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。
・株式会社格付投資情報センター (R&I) ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)
・株式会社日本格付研究所 (JCR) ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,634	1,534	－	－	－	－
ソブリン向け	－	－	－	－	－	－
金融機関向け	－	－	－	－	－	－
事業法人等向け	－	－	－	－	－	－
中小企業等・個人向け	1,634	1,534	－	－	－	－
抵当権付住宅ローン	－	－	－	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
延滞	－	－	－	－	－	－

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要 〈貸出金と自行預金の相殺〉

当金庫では、「貸出金と自行預金の相殺」を信用リスク削減手法として用いています。手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証について、期限の利益喪失事由が発生した場合、相殺により回収します。相殺に至った場合、預金者に「相殺通知書」を内容証明郵便で送付します。

〈適格金融資産担保〉

当金庫では「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。担保については、「資産査定実施規則」に基づき適切な評価・管理を行うよう努めています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。

〈保証〉

当金庫では、告示で定められた条件を確実に満たしている地方三公社等に対する地方公共団体の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。

〈クレジット・デリバティブ〉

クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引の取扱いはありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

①オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）
該当はありません。

②投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）
該当はありません。

証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を購入しています。証券化取引の役割としては、「投資家」に該当します。

リスクを限定するために、「有価証券運用方針」で対象商品、購入枠等を設定しています。方針については、資金運用委員会と協議し、承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に常務会および理事会に報告しています。

また、裏付けとなる資産の状況、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

証券化取引に関する会計方針

当金庫の「時価会計取扱要綱」および日本公認会計士協会の「金融商品会計の実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）
- ・S&Pグローバル・レーティング（S&P）

(7) マーケット・リスクに関する事項

マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクのことです。

当金庫は、自己資本比率を計算するにあたり「不算入特例」を適用し、マーケット・リスク相当額を不算入としております。

(8) 出資等エクスポージャーに関する事項

①貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	2023年度末		2024年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	164	164	432	432
非上場株式等	12,704	12,642	12,357	12,357
その他	7,700	－	7,700	－
合 計	20,569	12,806	20,490	12,790

注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金等を計上しています。

②出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
売却益	－	66
売却損	－	－
償 却	－	－

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度末	2024年度末
評価損益	859	918

④貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度末	2024年度末
評価損益	－	－

「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」を除き、投資信託の出資等エクスポージャーを含んでいます。

出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

子会社株式および関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」については、半期ごとに策定する「有価証券運用方針」で対象商品、購入枠等を設定しています。方針については、資金運用委員会で協議し、承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に常務会および理事会に報告しています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、当金庫の「時価会計取扱要綱」および日本公認会計士協会の「金融商品会計の実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2023年度末	2024年度末
ルック・スルー方式	2,805	2,264
マンドート方式	－	－
蓋然性方式 (250%)	－	－
蓋然性方式 (400%)	－	－
フォールバック方式 (1250%)	－	－
合 計	2,805	2,264

(10) 金利リスクに関する事項

①金利リスク量

(単位：百万円)

	2024年度末	2023年度末
V a R	7,016	6,258

②IRRBB（銀行勘定の金利リスク）

(単位：百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	17,531	17,472	－	－
2	下方パラレルシフト	－	－	1,626	996
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値				
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	65,773		63,770	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB（銀行勘定の金利リスク）」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めにもとづき記載しております。なお、表中のイ、ロ、・・・の記号は告示の様式上に定められているものです。
3. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック（金利リスク量を算定する時の市場金利の変動）に対する経済的価値の減少額として計測されるものです（経済的価値が減少する場合をプラスで表示）。
4. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです（金利収益が減少する場合をプラスで表示）。

金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員および間接構成員向け貸出、国債、地方債、事業債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っております。また、預金による調達を主として資金調達を行っております。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク（金利リスク、株価変動リスク、為替リスク）および信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債および金利スワップ等のオフバランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクは、定期的にV a R（バリュー・アット・リスク）計測による計量化を行い、配賦されたリスク資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的に経営管理委員会および常務会で協議しています。さらに、金利リスクについてはV a Rのほか、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）について経済的価値の変動額である△EVEおよび金利収益の変動額である△NIIを計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したALMヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

V a Rによるリスク計測の頻度は、有価証券は日々ベースで、預金・貸出金を含めた全資産・負債は月次ベースで実施しています。加えて、IRRBBは△EVEおよび△NIIを四半期ベースで計測しています。この計測結果は、経営管理委員会と協議し、常務会に報告しております。

金利リスクの算定手法の概要

- 「第3の柱告示」に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIならびに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
 - 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2025年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は3.251年です。
 - 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としております。
 - 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）およびその前提金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使って預金種別や地域別の預金残高推移を統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。
推測値については、定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等を十分に行っております。
 - 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
PSJモデルを採用しています。
 - 複数通貨の集計方法およびその前提
IRRBBについては保守的に通貨ごとに算出したΔEVEおよびΔNIIが正となる通貨のみを対象としています。
 - スプレッドに関する前提
スプレッドおよびその変動は考慮していません。
 - 内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。
 - 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
当期末のΔEVEは17,531百万円（前期末比59百万円）となり、増加しました。また、当期末のΔNIIは前期末比630百万円増加し、1,626百万円となりました。
 - 計測値の解釈や重要性に関する説明
ΔEVEの計測値は、自己資本対比で26.65%であり、金融庁のモニタリング基準である20%を上回っていますが、当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。
- 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、「第3の柱告示」に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
 - 金利ショックに関する説明
当金庫ではVaR（バリュア・アット・リスク）をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去3年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。
 - 金利リスク計測の前提およびその意味（特に定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIと大きく異なる点）
VaRは、保有期間6カ月（一部の資産負債については1カ月）、信頼水準99%、観測期間3年（一部の資産負債については1年）の条件のもとで分散共分散法により算出しています。流動性預金については、コア預金モデル（内部モデル）を採用し、貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関しては、考慮していません。

(11) オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクをi.事務リスク、ii.システムリスク、iii.リーガルリスク、iv.その他リスク（人的リスク、有形資産リスク、風評リスクなど）に区分し、管理しています。

オペレーショナル・リスク管理の基本方針として、年度ごとに策定する統合的リスク管理方針のなかで上記①～④の各リスクの管理方針等を定めています。

また、具体的な管理体制・手続き等の基本事項を定めた「統合的リスク管理規程」を制定しています。

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、統括部署であるリスク統括部がオペレーショナル・リスク全体を管理し、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。

管理状況および今後の対応については、定期的に経営管理委員会で協議し、常務会および理事会に定期的に報告しています。

オペレーショナル・リスク相当額は、標準的計測手法（注）を使用し、ILMを「1」とし算定しております。

（注）標準的計測手法・・・BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

B I の算出方法

BI（事業規模指標 Business Indicator）は、ILDC（金利要素 Interest, Leases and Dividend Component）、SC（役務要素 Services Component）、FC（金融商品要素 Financial Component）により算出しております。

ILDCは「資金運用収益－資金調達費用」の絶対値と有価証券利息配当金の合計額です。

SCは、「役務取引等収益と役務取引等費用のうちいずれか大きい値」と「金融商品取引責任準備金取崩額と同繰入額のうちいずれか大きい額」の合計額となります。

FCは、「その他業務収益－その他業務費用」の絶対値と「臨時収益－臨時費用」の絶対値の合計額となります。

なお、各項は直近3年間の平均値を合計した値を用います。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に用いるBIC（事業規模要素 Business Indicator Component）は、BIの額に応じて定める掛目を乗じて算出しております。

ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数 Internal Loss Multiplier）はBIの値が1,000億円以下であり、ILMの利用に係る承認の基準を満たさないため「1」を用いております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

除外した事業部門はありません。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

ILMについては「1」を用いているため、特殊損失の除外を考慮していません。



資料編／財務データ（連結）

○連結情報

金庫およびその子会社等の
主要な事業の内容および組織の構成 42

金庫の子会社等に関する事項 42

金庫およびその子会社等の事業の概況 42

金庫およびその子会社等の
主要な事業の状況を示す指標 42

連結財務諸表の作成方針 42

連結貸借対照表 43～ 46

連結損益計算書 46

連結剰余金計算書 47

労働金庫法に基づく開示債権および金融機能
の再生のための緊急措置に関する法律に
基づく開示債権 47

自己資本の充実の状況

連結自己資本比率（国内基準） 47

自己資本の構成に関する開示事項（連結） 48

自己資本の充実度に関する事項 50

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算
（または信用リスク・アセットのみなし計算）が適用されるエ
クスポートおよび証券化エクスポージャーを除く） ... 52～ 56

信用リスク削減手法に関する事項 57

派生商品取引および長期決済期間取引の
取引相手のリスクに関する事項 57

証券化エクスポージャーに関する事項 57

マーケット・リスクに関する事項 57

出資等エクスポージャーに関する事項 58

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー
に関する事項 58

金利リスクに関する事項 58

オペレーショナル・リスクに関する事項 58

連結セグメント情報 58

連結情報

● 金庫およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成



● 金庫の子会社等に関する事項

名称	株式会社中国労金ビジネスサービス
所在地	広島市南区稻荷町1番14号
資本金または出資金	50百万円
事業の内容	従属業務、付随・関連業務、労働金庫代理業
設立年月日	2013年10月1日
金庫が保有する子会社等の議決権の総株主または総出資者の議決権に占める割合	100%
金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主または総出資者の議決権に占める割合	－%

● 金庫およびその子会社等の事業の概況

▶ 純資産

当金庫と株式会社中国労金ビジネスサービスを連結した結果、連結剰余金は58,858百万円、出資金は6,964百万円となり、純資産は62,846百万円となりました。

▶ 預金

上記連結対象子会社からの預金積金を調整消去した結果、期末残高は1,301,864百万円（譲渡性預金を含む）となりました。

▶ 貸出金

当金庫は株式会社中国労金ビジネスサービスへの貸出金はなく、金庫単体の貸出金残高と変わらず、期末残高は884,640百万円となりました。

▶ 損益

当金庫グループの2024年度の経常収益は18,096百万円、経常費用は15,759百万円となりました。

その結果、当金庫グループ全体の経常利益は2,336百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,762百万円となりました。

▶ 課題

当金庫は、2024年度に第8期中期経営計画をスタートしました。当金庫がこれまで掲げてきためざす姿となるために、取り組みや推進活動をさらに深化させていくこと、環境の変化に対して臨機応変に対応するため新たな店舗政策と本部機能の強化等に取り組み、その結果として「会員・間接構成員とご家族へのお役立ち」を実現させるための3年間と位置付けました。

金庫を取り巻く環境が大きく変化するなか、第8期中期経営計画の全体戦略に掲げる「会員へのお役立ち」「間接構成員へのお役立ち」「間接構成員のご家族へのお役立ち」を実践できるよう役職員一丸となって取組みました。

また2014年11月に開店し、11年度目を迎えた労働金庫代理店については、開店以来安定した取引を維持しており、各地域の「ろうきん運動」の拠点として地域に根差した営業を行っている」と評価しています。

● 金庫およびその子会社等の主要な事業の状況を示す指標

(単位：百万円、%)

項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	17,371	17,591	17,518	18,096
経常利益	2,930	2,657	2,762	2,336
親会社株主に帰属する当期純利益	2,142	1,952	1,985	1,762
純資産額	60,790	61,924	63,424	62,846
総資産額	1,392,117	1,387,098	1,388,252	1,385,570
連結自己資本比率	8.24	8.35	8.39	9.11

注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
2. 当金庫連結グループは、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第1号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により連結自己資本比率を算定しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

● 連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社および子法人等 1社
会社名 株式会社中国労金ビジネスサービス
② 非連結の子会社および子法人等
非連結の子会社および子法人等はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用および持分法非適用の子会社および子法人等、関連法人等はありません。

(3) 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項

- ① 連結される子会社および子法人等の決算日
3月末日 会社名 株式会社中国労金ビジネスサービス
② 連結される子会社および子法人等の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) のれんの償却に関する事項

該当事項はありません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金（利益）処分に基いて作成しております。

● 連結貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	2023年度末	2024年度末
現金および預け金	392,292	345,077
コールローンおよび買入手形	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	1,050	—
商品有価証券	—	—
有価証券	120,826	132,354
貸出金	850,373	884,640
外国為替	—	—
その他資産	11,098	11,128
有形固定資産	11,099	10,928
無形固定資産	110	95
退職給付に係る資産	666	—
繰延税金資産	1,138	1,806
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	6	5
貸倒引当金	△408	△464
その他の引当金	—	—
資産の部合計	1,388,252	1,385,570

負債の部および純資産の部	2023年度末	2024年度末
預金積金	1,290,886	1,283,044
譲渡性預金	11,320	18,820
借入金	15,000	15,000
コールマネーおよび売渡手形	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
その他負債	4,132	3,384
代理業務勘定	—	—
賞与引当金	328	331
役員賞与引当金	—	—
退職給付に係る負債	2,856	1,824
役員退職慰労引当金	95	122
その他の引当金	181	170
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	20	20
債務保証	6	5
負債の部合計	1,324,827	1,322,724
出資金	6,969	6,964
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	57,404	58,858
処分未済持分	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	64,374	65,823
その他有価証券評価差額金	△911	△2,939
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	△37	△37
為替換算調整勘定	—	—
評価・換算差額等合計	△949	△2,977
新株予約権	—	—
純資産の部合計	63,424	62,846
負債の部および純資産の部合計	1,388,252	1,385,570

(注記)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価基準および評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託の評価基準および評価方法
金銭の信託において、信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2. と同様の方法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準および評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法
当金庫の有形固定資産の減価償却は、決算経理規程に基づき定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建物 22年～50年 その他 3年～15年
連結される子会社および子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては当金庫ならびに連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金の計上基準
貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定ならびに貸倒償却および貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるとは、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。破綻懸念先債

- 権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用および数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。
(1) 過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理
(2) 数理計算上の差異
各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理
また、「退職給付に係る資産」および「退職給付に係る負債」については、労働金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額と年金資産の額の差額を計上しております。
 - 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
 - 収益の計上方法
役務取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、一時点で収益を認識しております。

13. 消費税および地方消費税の会計処理

当金庫ならびに連結される子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

14. 有形固定資産の減価償却累計額および圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額 9,468,860千円
有形固定資産の圧縮記帳額 21,765千円

15. 労働金庫法および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権

労働金庫法および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりです。なお、債権は、連結貸借対照表の社債（その元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定に計上されるものならびに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借または貸借契約によるものに限る。）です。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額 3,881,092千円
危険債権額 4,562,802千円
三月以上延滞債権額 483,770千円
貸出条件緩和債権額 470,756千円
合計額 9,398,422千円

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

16. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産 定期預け金 30,600千円
担保資産に対応する債務 別段預金 164,564千円
普通預金 250,026千円

上記のほか、内国為替取引・当座借越契約用として、定期預け金53,632,000千円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は116,534千円であります。

17. 土地の再評価の方法と差額

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布、法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

計上額については、旧岡山労働金庫で土地の再評価を行っていたものを、合併に伴い中国労働金庫が継承しております。

再評価を行った年月日	1999年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士または不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、（時点修正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 165,528千円

18. 出資1口当たりの純資産額 9,023円92銭

19. 当金庫の理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額 1,134,476千円

20. 当金庫の理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債務総額 ー 千円

21. 子会社等の株式または出資金の総額（連結子会社および連結子法人等の株式（または出資金）を除く） ー 千円

22. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っています。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理（ALM）をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金であり、お客さまの契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、満期保有目的およびその他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当金庫グループでは、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクを回避しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫グループは、融資業務諸規程および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資統括部により行われ、また、定期的に経営陣による経営管理委員会や常務会・理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

統合的リスク管理規程において、リスク管理方法や手続き等の詳細を明記しており、理事会において決定された統合的リスク管理方針に基づき、経営管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク統括部において、V a Rによる共通の尺度を用いてリスク量を把握し、経営体力と比較して過大とならぬよう適切なリスク管理を行い、月次ベースで経営管理委員会や常務会・理事会に報告しております。

なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用委員会において決定された運用方針に基づき、資金運用取扱要綱に従い行われております。

このうち、経営統括部では、市場運用商品の購入を行っており、事前申請、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報はリスク統括部を通じ、経営管理委員会や常務会・理事会において定期的に報告されております。

(iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ取引規程に基づき実施されております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループでは、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をV a Rにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫グループのV a Rは分散共分散法（預金・貸出金については保有期間120日、信賴区間99%、観測期間720営業日、その他の金融資産・金融負債については保有期間20日、信賴区間99%、観測期間240営業日）により算出しており、2025年3月31日（当連結会計年度の決算日）現在で当金庫グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で7,016,283千円です。

なお、当金庫グループでは、モデルが算出するV a Rと実際の損益を比較するバックテストを実行的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

23. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです（時価等の算定方法については(注1)を参照）。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	335,957,354	337,021,735	1,064,380
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	-	-	-
その他有価証券（※1）	132,341,675	132,341,675	-
(3) 貸出金	884,640,461		
貸倒引当金（※2）	△464,403		
	884,176,057	892,699,081	8,523,023
金融資産計	1,352,475,088	1,362,062,492	9,587,404
(1) 預金積金	1,283,044,130	1,283,191,889	147,758
(2) 譲渡性預金	18,820,852	18,792,557	△28,295
(3) 借入金	15,000,000	15,000,000	-
金融負債計	1,316,864,983	1,316,984,446	119,463
デリバティブ取引（※3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

（※1）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-9項の取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

（※3）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格または公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24.から28.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金、および(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借入金

借入金については、固定金利によるものであります。なお、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。また、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）であり、取引金融機関から入手した時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※）	12,400
労働金庫連合会出資金（※）	7,700,000
合 計	7,712,400

（※）非上場株式および労働金庫連合会出資金については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い時価開示の対象とはしてありません。

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	183,445,154	142,512,200	-	10,000,000
有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	13,616,400	37,114,026	48,654,864	18,000,000
貸出金（※）	222,922,176	356,861,240	261,318,607	34,054,970
合 計	419,983,730	536,487,466	309,973,471	62,054,970

（※）貸出金には、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおり、期間の定めのないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（※）	864,308,952	343,792,925	75,038,178	-
譲渡性預金	18,820,852	-	-	-
借入金	15,000,000	-	-	-
合 計	898,129,804	343,792,925	75,038,178	-

（※）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

24. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

これらには、連結貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」等が含まれています(以下、28. まで同様)。

(1) 売買目的有価証券

該当ありません。

(2) 満期保有目的の債券

該当ありません。

(3) その他有価証券

(単位：千円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	133,087	100,911	32,175
	債券	1,003,090	1,000,499	2,590
	国債	500	499	0
	地方債	-	-	-
	社債	1,002,590	1,000,000	2,590
	その他	14,050,663	13,153,623	897,040
	小 計	15,186,841	14,255,035	931,805
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	114,819,870	119,761,027	△4,941,157
	国債	21,984,018	23,290,313	△1,306,294
	地方債	16,556,710	17,631,241	△1,074,530
	社債	76,279,141	78,839,472	△2,560,331
	その他	2,334,964	2,351,981	△17,016
	小 計	117,154,834	122,113,009	△4,958,174
合 計		132,341,675	136,368,044	△4,026,368

25. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

26. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	8,150	2,139	－
債券	7,759,504	－	674,714
国債	2,137,317	－	303,489
地方債	501,978	－	95,753
社債	5,120,209	－	275,472
その他	2,058,424	64,826	－
合 計	9,826,078	66,966	674,714

27. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

28. 減損処理を行った有価証券

該当ありません。

29. 金銭の信託の保有目的別内訳

(1) 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

(3) その他の金銭の信託（運用目的および満期保有目的以外）

(単位：千円)

	連結貸借 対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	－	－	－	－	－

30. 当座貸越契約等

当座貸越契約および貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、187,184,034千円です。

このうち原契約期間が1年以内のもの（または任意の時期に無条件で取消可能なもの）は78,090,629千円です。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち109,093,405千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

31. 退職給付債務等

当連結会計年度末の退職給付債務等は次のとおりです。

(単位：千円)

退職給付債務	△7,339,172
年金資産（時価）	7,466,310
未積立退職給付債務	127,138
未認識数理計算上の差異	△1,420,297
未認識過去勤務費用	△531,709
連結貸借対照表計上額の純額	△1,824,868
退職給付に係る資産	－
退職給付に係る負債	△1,824,868

32 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は29,370千円増加（繰延税金負債は979千円増加）し、法人税等調整額は28,391千円減少しております。

33 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものではありません。

34. 追加情報

当金庫は2024年11月に、2025年4月1日から職員の定年年齢を60歳から65歳に延長し、併せて退職金制度の変更（退職一時金と確定給付企業年金の支給時期を65歳とすること、退職一時金の一部を確定給付企業年金に移行すること等）を決定いたしました。この退職金制度の変更に伴い過去勤務費用549,670千円（退職給付債務の減少）が発生し、当事業年度に退職給付費用として△32,718千円計上しております。

● 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2023年度	2024年度
経常収益	17,518	18,096
資金運用収益	15,898	16,463
貸出金利息	13,310	13,453
預け金利息	1,206	1,383
コールローン利息および買入手形利息	－	－
買現先利息	－	－
債券貸借取引受入利息	－	－
有価証券利息配当金	1,042	1,304
その他の受入利息	339	322
役務取引等収益	911	929
その他業務収益	615	628
その他経常収益	92	73
経常費用	14,755	15,759
資金調達費用	740	1,004
預金利息	739	998
給付補てん備金繰入額	－	－
譲渡性預金利息	1	5
借入金利息	－	－
コールマネー利息および売渡手形利息	－	－
売現先利息	－	－
債券貸借取引支払利息	－	－
コマーシャル・ペーパー利息	－	－
その他の支払利息	－	－
役務取引等費用	3,370	3,632
その他業務費用	294	701
経費	10,176	10,364
その他経常費用	172	55
経常利益	2,762	2,336
特別利益	9	0
固定資産処分益	9	0
負ののれん発生益	－	－
その他の特別利益	－	－
特別損失	23	41
固定資産処分損	9	5
減損損失	－	8
その他の特別損失	13	26
税金等調整前当期純利益	2,748	2,296
法人税、住民税および事業税	698	450
法人税等調整額	64	82
当期純利益	1,985	1,762

- 注) 1.記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2.子会社との取引による収益総額 2,618千円
子会社との取引による費用総額 237,523千円
3.出資1口当たりの当期純利益金額 253円09銭
4.その他の特別損失は、旧美称相談センターの建物取壊費用26,500千円であります。
5.固定資産の重要な減損損失
当事業年度において、以下の資産グループについて重要な減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
小野田支店	営業用店舗	土 地

当金庫は、営業用店舗については管理会計の最小単位である営業店単位を、遊休資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本部、旧事務集中センターについては独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

継続的な地価の下落等により投下資産の回収可能価額が著しく低下した資産について、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（8,696千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、土地8,696千円であります。

当資産グループの回収可能価額は正味売却価額としており、正味売却価額は不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。

- 6.収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

● 連結剰余金計算書

(単位：百万円)		
科 目	2023年度	2024年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	55,728	57,404
利益剰余金増加高	1,985	1,762
当期純利益	1,985	1,762
利益剰余金減少高	309	309
普通出資に対する配当金	139	139
事業の利用分量に対する配当金	169	169
利益剰余金期末残高	57,404	58,858

● 労働金庫法に基づく開示債権および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権

労働金庫法および金融再生法に基づく開示債権合計は9,398百万円となりました。内訳は、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」が3,881百万円、「危険債権」が4,563百万円、「要管理債権」が955百万円（うち、「三月以上延滞債権」が484百万円、「貸出条件緩和債権」が471百万円）となっています。

開示債権比率（総与信残高885,449百万円に占める割合）は1.06%となっています。

(単位：百万円)		
区 分	2023年度末	2024年度末
労働金庫法および金融再生法上の開示債権 (A)	9,413	9,398
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	3,399	3,881
危険債権	4,892	4,563
要管理債権	1,122	955
三月以上延滞債権	651	484
貸出条件緩和債権	471	471
保全額 (B)	9,408	9,338
担保・保証等による回収見込額	9,006	8,880
貸倒引当金	402	458
保全率 (B) / (A) (%)	99.95	99.36
正常債権 (C)	841,857	876,051
総与信残高 (D) = (A) + (C)	851,269	885,449
労働金庫法および金融再生法上の開示債権比率 (A) / (D) (%)	1.11	1.06

注) 用語の説明については、21頁をご覧ください。

● 自己資本の充実の状況

連結自己資本比率（国内基準）

(単位：%)	
2023年度末	2024年度末
8.39	9.11

注) 当金庫連結グループは、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第1号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により連結自己資本比率を算定しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

(1) 自己資本の構成に関する開示事項（連結）

(単位：百万円、%)

項 目	2023年度末	2024年度末
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	64,065	65,514
うち、出資金および資本剰余金の額	6,969	6,964
うち、利益剰余金の額	57,404	58,858
うち、外部流出予定額（△）	△309	△309
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額または評価・換算差額	－	－
うち、為替換算調整勘定	－	－
うち、退職給付に係るものの額	－	－
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	365	420
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	365	420
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	64,430	65,934
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	110	95
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	－	－
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	110	95
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
退職給付に係る資産の額	486	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	596	95
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	63,833	65,839
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	735,586	696,022
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
マーケット・リスク相当分の合計額を8%で除して得た額	－	－
勘定間の振替分	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	25,054	26,194
信用リスク・アセット調整額	－	－
フロア調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	746,640	722,217
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.39	9.11

連結の範囲に関する事項

- 連結の範囲について、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和6年1月31日金融庁・厚生労働省告示第1号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社」と「連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社」に相違はありません。
- 当金庫の連結子会社（連結自己資本比率を算出する対象となる子会社）は1社です（43頁をご覧ください）。
- 告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等に該当するものではありません。

- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものおよび連結グループに属さない会社であって会計連結範囲に含まれるものに該当するものではありません。
- 連結グループのうち、自己資本比率規制の対象となる子会社等はありません。したがって、グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等は設けておりません。

自己資本調達手段の概要

2024年度の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されております。

なお、連結グループの自己資本調達手段の概要は以下のとおりです。

普通出資	①発行主体：中国労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：65,934百万円

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	2023年度末		2024年度末	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク (A)	735,586	29,423	696,022	27,840
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー (注3)	733,121	23,924	693,758	27,750
ソブリン向け (注4)	895	35	955	38
金融機関向け	78,406	3,136	69,360	2,774
事業法人等向け	21,547	861	17,858	714
中小企業等・個人向け	494,607	19,784	313,101	12,524
抵当権付住宅ローン	63,250	2,530	197,108	7,884
不動産取得等事業向け	200	8	0	0
劣後債	—	—	2,906	116
延滞債権 (注5)	1,833	73	11,302	452
その他 (注6)	72,381	2,895	81,164	3,246
証券化エクスポージャー (うち再証券化)	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー (注7)	2,464	98	2,264	90
リスク・スルー方式 (注8)	2,464	98	2,264	90
マンドート方式 (注9)	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%) (注10)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%) (注10)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%) (注11)	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置により	—	—	—	—
リスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (注12)	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー (注13)	—	—	—	—
マーケット・リスク (注14) (B)	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク (注15) (C)	25,054	1,002	26,194	1,047
リスク・アセット、所要自己資本の総額 (A) + (B)	760,640	30,425	722,217	28,888

- (注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことであり、なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとるものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフバランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフバランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。
2. 所要自己資本＝リスク・アセット×4%
3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフバランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことであり、
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことであり、
5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことであり、
6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、出資等であり、
7. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の8～11の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。
8. 「リスク・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。
- リスク・スルー方式＝
$$\frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$
9. 「マンドート方式」は、リスク・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。
- マンドート方式＝
$$\frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$
10. 「蓋然性方式」は、「リスク・スルー方式」「マンドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。
11. 「フォールバック方式」は「リスク・スルー方式」「マンドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。
12. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。
13. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。
14. マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスクおよび信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクです。当金庫は、マーケット・リスク相当額の「不算入特例」を適用しているため、自己資本比率の分母へ算入していません。
15. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことであり、前年度末（2024年3月末）は、基礎的手法（注1）を使用し、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
- （注1）基礎的手法・・・粗利益の15%（直近3年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。
- 当年度末（2025年3月末）は、標準的計画手法（注2）を使用し、ILMを「1」として、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
- （注2）標準的計画手法・・・BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額等

(単位：百万円)

	2023年度末	2024年度末
オペレーショナル・リスク相当額の合計を8%で除して得た額	25,054	26,194
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	1,002	2,095
BIの額		17,463
BICの額		2,095
ILMの値		1

連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

〈現在の自己資本の充実状況について〉

2024年度末の当連結グループの自己資本比率は9.11%であり、国内基準の4%を大きく上回っています。

新告示によるバーゼルⅢ基準では、自己資本は引続き損失の吸収力の高い出資金・利益準備金・特別積立金等で構成されており、当連結グループの自己資本は、質・量ともに充実していると評価しております。

当連結グループは、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

〈将来の自己資本の充実策〉

当金庫では、3カ年の中期経営計画および単年度の事業計画を策定しています。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算（または信用リスク・アセットのみなし計算）が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

①信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

地域別

(単位：百万円)

地域区分 エクスポージャー区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末
国 内	1,387,652	1,388,098	849,848	876,032	110,022	123,745	-	-	10,866	11,708	415,537	367,239	1,377	9,372
国 外	1,297	998	-	-	1,297	998	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	1,388,950	1,389,097	849,848	876,032	111,320	124,744	-	-	10,866	11,708	415,537	367,239	1,377	9,372

業種別

(単位：百万円)

業種区分 エクスポージャー区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末
製造業	14,121	12,935	-	-	14,121	12,915	-	-	-	-	-	-	-	-
農業・林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業・採石業、砂利採取業	300	701	-	-	300	701	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	2,302	1,900	-	-	2,302	1,900	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	11,155	11,747	-	-	11,155	11,747	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	3,763	4,262	-	-	3,702	4,201	-	-	-	-	60	60	-	-
運輸業、郵便業	4,525	5,028	-	-	4,505	5,008	-	-	-	-	19	19	-	-
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	2,505	1,905	-	-	2,505	1,905	-	-	-	-	-	-	-	-
金融業、保険業	416,466	370,731	2,003	2,000	30,140	30,853	-	-	-	-	384,321	337,875	-	-
不動産業、物品賃貸業	13,067	12,741	0	-	1,199	1,294	-	-	10,866	11,455	1,001	1,000	-	-
医療、福祉	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	1,866	1,926	954	920	900	994	-	-	-	-	11	11	-	-
国・地方公共団体	35,399	45,737	5,061	4,775	30,337	40,962	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	843,192	877,698	841,814	868,325	-	-	-	-	-	-	-	-	1,377	9,372
その他	40,284	41,779	12	7	10,150	12,257	-	-	-	263	30,121	29,250	-	-
合 計	1,388,950	1,389,097	849,848	876,032	111,320	124,744	-	-	10,866	11,708	415,537	367,239	1,377	9,372

残存期間別

(単位：百万円)

期間区分 エクスポージャー区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)	
	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末
期間の定めのないもの	88,213	74,298	8,509	9,482	6,420	7,829	-	-	10,866	11,708	62,416	44,469
1年以下	376,088	405,879	209,897	222,911	5,549	13,632	-	-	-	-	160,641	169,336
1年超3年以下	275,200	287,035	151,715	173,985	18,316	18,211	-	-	-	-	105,168	94,839
3年超5年以下	284,825	250,347	192,403	182,858	15,135	18,917	-	-	-	-	77,285	48,571
5年超7年以下	154,759	146,581	136,490	124,626	18,268	21,954	-	-	-	-	-	-
7年超10年以下	142,331	163,294	115,765	136,679	26,566	26,614	-	-	-	-	-	-
10年超	67,531	61,660	36,443	34,053	21,062	17,583	-	-	-	-	10,024	10,023
合 計	1,388,950	1,389,097	851,225	884,596	111,320	124,744	-	-	10,866	11,708	415,537	367,239

注) 1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」とは、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフバランス取引を含みます。

2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、労金連出資金、有形固定資産、無形固定資産等です。

3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

※CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	23年度	396	365	-	396	365
	24年度	365	420	-	365	420
個別貸倒引当金	23年度	47	43	0	47	43
	24年度	43	43	0	43	43
合 計	23年度	444	408	-	444	408
	24年度	408	464	0	408	464

③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

業種別

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	47	43	43	43	—	0	47	43	43	43	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	47	43	43	43	—	—	47	43	43	43	—	—

④標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの内訳

当期末（2024年度）

(単位：百万円)

	CCF ^(注2) ・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値 (%) ^(注3)
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	信用リスク・ アセットの額	
現金	9,120	—	9,120	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	25,314	—	25,314	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	22,426	—	22,426	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	9,555	—	9,555	—	955	10%
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	343,941	—	343,941	—	69,360	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	597	—	597	—	139	23%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	45,982	30	45,982	3	17,863	39%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	419,003	187,604	419,003	51,488	317,118	67%
トランザクター向け	—	62,390	—	6,239	2,807	45%
不動産関連向け	449,800	—	449,800	—	197,108	44%
自己居住用不動産等向け	449,800	—	449,800	—	197,108	44%
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	2,906	—	2,906	—	2,906	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	8,899	—	8,899	—	11,302	127%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	11,821	—	11,821	—	11,821	100%
合 計					628,437	

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
2. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、「信用リスク・アセットの額」を「CCF・信用リスク削減効果適用後エクスポージャー」の「オン・バランスの額」と「オフ・バランスの額」の合計額で除して算出しております。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載しております。

6. パーゼルⅡ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

⑤標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額並びにリスク・ウェイト区分ごとの内訳
(2024年度)

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF ^(注1) ・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	9,120	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	25,314	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	22,426	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	9,555	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	338,631	—	4,983	—	—	—	241	—	—	84	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	396	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	—	—	20,011	—	—	—	—	—	—	—	—	24,349	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,534	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,239	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,239	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	43,436	30,128	104,839	209	—	642	83,403	—	—	76,079	—	—	168
自己居住用不動産等向け	—	—	—	43,436	30,128	104,839	209	—	642	83,403	—	—	76,079	—	—	168
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	58,396	9,555	—	402,079	30,128	109,823	209	—	642	83,644	—	6,239	100,532	—	—	168

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF _(注1) ・信用リスク削減効果適用後）															合計
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,120
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25,314
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22,426
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,555
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	343,941
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	597
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	—	701	—	—	—	—	449	—	—	—	—	473	—	—	—	45,985
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	462,718	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	470,492
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,239
不動産関連向け	110,892	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	449,800
自己居住用不動産等向け	110,892	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	449,800
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,906	—	—	—	2,906
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	4,057	—	—	—	—	4,823	—	—	—	8,899
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,821	—	—	11,821
合計	110,892	463,419	—	—	—	—	4,507	—	—	—	—	8,204	11,821	—	—	1,400,314

- (注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
2. 上表の「資産の額及び与信相当額の合計額」は、「CCF・信用リスク削減効果適用後」の、オン・バランス資産項目のエクスポージャーの額及びオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額の合計額をいいます。
3. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. 信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載しております。
5. パーセルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

⑥リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額		
	2023年度末		
	格付有り	格付無し	合計
0%	－	45,556	45,556
10%	－	8,951	8,951
20%	15,515	392,030	407,545
35%	－	180,714	180,714
50%	30,666	5	30,671
75%	－	661,110	661,110
100%	2,005	31,487	33,492
150%	－	1,220	1,220
200%	－	－	－
250%	－	16,880	16,880
1250%	－	－	－
その他	－	2,805	2,805
合 計	48,186	1,340,763	1,388,950

注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

⑦標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの内訳

当期末（2024年度末） (単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	CCF (注1)・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%) (注2)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	610,835	－	0.000	610,835
40%～70%	295,237	62,390	10.000	301,476
75%	418,169	125,213	36.000	463,419
80%	－	－	0.000	－
85%	－	－	0.000	－
90%～100%	4,507	－	0.000	4,507
105%～130%	－	－	0.000	－
150%	8,201	30,000	10.000	8,204
250%	11,821	－	0.000	11,821
400%	－	－	0.000	－
1250%	－	－	0.000	－
その他	－	－	－	－
合計	1,348,773	187,634	27.000	1,400,264

(注) 1. 「CCF」とは、Credit Conversion Factorの略であり、債務保証やデリバティブ取引等のオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいいます。
2. 「CCFの加重平均値」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を実行する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、「CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー」の「オフ・バランスの額」に掛ける額で除した割合をいいます。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. 信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・アセットの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載しております。
5. パーゼルⅢ最終化の適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当連結グループでは、信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。
信用リスクの評価については、資産査定の特設部署が貸出金等の自己査定を定期的実施することにより、信用リスクの把握に努めています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況および今後の対応については、定期的に経営管理委員会で協議しています。また、常務会および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定実施規程」および「貸出金等償却・引当事務手続規程」に基づき以下のとおり計上しています。

- ・正常先債権および要注意先債権
一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引当てています。
- ・破綻懸念先債権
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てています。
- ・破綻先債権および実質破綻先債権
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てています。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,634	1,534	-	-	-	-
ソブリン向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け	-	-	-	-	-	-
事業法人等向け	-	-	-	-	-	-
中小企業等・個人向け	1,634	1,534	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
延滞	-	-	-	-	-	-

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要 ＜貸出金と自行預金の相殺＞

当連結グループでは、「貸出金と自行預金の相殺」を信用リスク削減手法として用いています。手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証について、期限の利益喪失事由が発生した場合、相殺により回収します。相殺に至った場合、預金者に「相殺通知書」を内容証明郵便で送付します。

＜適格金融資産担保＞

当連結グループでは「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。担保については、「資産査定実施規程」に基づき適切な評価・管理を行うよう努めています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。

＜保証＞

告示で定められた条件を確実に満たしている地方三公社に対する地方公共団体の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。

＜クレジット・デリバティブ＞

クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引の取扱いはありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

①オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当はありません。

②投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当はありません。

証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当連結グループでは、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を購入しています。証券化取引の役割としては、「投資家」に該当します。

リスクを限定するために、「有価証券運用方針」で対象商品、購入枠等を設定しています。方針については、資金運用委員会で協議し、承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に常務会および理事会に報告しています。

また、裏付となる資産の状況、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当連結グループは、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

証券化取引に関する会計方針

「時価会計取扱要綱」および日本公認会計士協会の「金融商品会計の実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）
- ・S&Pグローバル・レーティング（S&P）

(7) マーケット・リスクに関する事項

マーケット・リスクとは、外国為替リスク、トレーディング取引による金利リスク及び信用スプレッド・リスク等、市場相場の変動により損失を被るリスクのことです。

当金庫は、自己資本比率を計算するにあたり「不算入特例」を適用し、マーケット・リスク相当額を不算入としております。

(8) 出資等エクスポージャーに関する事項

①連結貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	2023年度末		2024年度末	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	164	164	432	432
非上場株式等	12,654	12,642	12,307	12,307
その他	7,700	—	7,700	—
合 計	20,519	12,806	20,439	12,740

注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2. 「その他」の区分には、労金連出資金等を計上しています。

②出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
売却益	—	66
売却損	—	—
償 却	—	—

③連結貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度末	2024年度末
評価損益	859	918

④連結貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度末	2024年度末
評価損益	—	—

「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」を除き、投資信託の出資等エクスポージャーを含んでいます。

出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

子会社株式および関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」については、半期ごとに策定する「有価証券運用方針」で対象商品、購入枠等を設定しています。方針については、資金運用委員会が協議し、承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に常務会および理事会に報告しています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、当金庫の「時価会計取扱要綱」および日本公認会計士協会の「金融商品会計の実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2023年度末	2024年度末
ルック・スルー方式	2,805	2,264
マンドート方式	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—
フォールバック方式	—	—
合 計	2,805	2,264

(10) 金利リスクに関する事項

当金庫グループにおける金利リスクについては、当金庫（単体）が大部分を占めることから、連結ベースと単体ベースの金利リスク量は等しいとみなしております。

金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

単体と同様です。40頁をご参照ください。

金利リスクの算定手法の概要

単体と同様です。41頁をご参照ください。

(11) オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを i. 事務リスク、ii. システムリスク、iii. リーガルリスク、iv. その他リスク（人的リスク、有形資産リスク、風評リスクなど）に区分し、管理しています。

オペレーショナル・リスク管理の基本方針として、年度ごとに策定する統合的リスク管理方針のなかで上記①～④の各リスクの管理方針等を定めています。

また、具体的な管理体制・手続き等の基本事項を定めた「統合的リスク管理規程」を制定しています。

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、統括部署であるリスク統括部がオペレーショナル・リスク全体を管理し、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。

管理状況および今後の対応については、定期的に経営管理委員会で協議し、常務会および理事会に定期的に報告しています。

オペレーショナル・リスク相当額は、標準的計測手法（注）を使用し、ILMを「1」とし算定しております。

（注）標準的計測手法・・・BIC（事業規模要素）×ILM（内部損失乗数）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

B I の算出方法

BI（事業規模指標 Business Indicator）は、ILDC（金利要素 Interest, Leases and Dividend Component）、SC（役務要素 Services Component）、FC（金融商品要素 Financial Component）により算出しております。

ILDCは「資金運用収益－資金調達費用」の絶対値と有価証券利息配当金の合計額です。

SCは、「役務取引等収益と役務取引等費用のうちいずれか大きい値」と「金融商品取引責任準備金取崩額と同繰入額のうちいずれか大きい値」の合計額となります。

FCは、「その他業務収益－その他業務費用」の絶対値と「臨時収益－臨時費用」の絶対値の合計額になります。

なお、各項は直近3年間の平均値を合計した値を用います。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に用いるBIC（事業規模要素 Business Indicator Component）は、BIの額に応じて定める掛目を乗じて算出しております。

ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数 Internal Loss Multiplier）はBIの値が1,000億円以下であり、ILMの利用に係る承認の基準を満たさないため「1」を用いております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

除外した事業部門はありません。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

ILMについては「1」を用いているため、特殊損失の除外を考慮していません。

● 連結セグメント情報

連結の対象となる株式会社中国労金ビジネスサービスは、印刷物の受託業務・当金庫の給与計算等の事業を営んでいますが、それらの事業の種類ごとの区分に属する経常収益、経常利益または経常損失の額および資産の額（以下、「経常収益等」といいます。）の、経常収益等の総額に占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。



索引

労働金庫法第94条第1項において準用する 銀行法第21条の規定に基づく開示項目 労働金庫法施行規則第114条による開示項目 《企業編》

1. 金庫の概況および組織に関する事項

(1)事業の組織	7
(2)理事および監事の氏名および役職名	6
(3)会計監査人の氏名または名称	6
(4)事務所の名称および所在地	35～ 36
(5)当該労働金庫代理業者の商号、名称または氏名	35
(6)当該労働金庫代理業者が当該金庫のために労働金庫代理業を行う 営業所または事務所の名称	35

2. 金庫の主要な事業の内容 27～ 32

3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1)事業の概況	8～ 12
(2)主要な事業の状況を示す指標	
・ 経常収益	10
・ 経常利益	10
・ 当期純利益	10
・ 出資総額および出資総口数	10
・ 純資産額	10
・ 総資産額	10
・ 預金積金残高	10
・ 貸出金残高	10
・ 有価証券残高	10
・ 単体自己資本比率	10
・ 出資に対する配当金	10
・ 職員数	10
(3)地域社会の活性化に関する取組み	24

労働金庫の自己開示基準

1. 概況等

(1)事業方針	13
(2)役員の出身組織等	6
(3)代表理事・常勤理事・参事の兼職の状況	6
(4)職員の状況	7
(5)自動機設置状況	37

2. その他の業務

手数料	33
-----	----

3. その他

(1)沿革・歩み	5
(2)商品・サービスの案内と利用にあたっての注意事項	27
(3)社会的責任と貢献活動	23～ 24
(4)トピックス	8
(5)当金庫の考え方	3
(6)全国労金の概要	4

労働金庫法第94条第1項において準用する 銀行法第21条の規定に基づく開示項目 労働金庫法施行規則第114条による開示項目 《資料編》

1. 金庫の主要な事業に関する事項

(1)事業の状況を示す指標	
①主要な業務の状況を示す指標	
・ 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア 業務純益およびコア業務純益（投資信託解約損益を除く）	23
・ 資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	23
・ 資金運用勘定ならびに資金調達勘定の平均残高、利息、利回 りおよび資金利鞘	23
・ 受取利息および支払利息の増減	23
・ 総資産経常利益率	23
・ 総資産当期純利益率	23
②預金に関する指標	
・ 預金の種類別内訳（平均残高）	24
・ 定期預金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）	24
③貸出金等に関する指標	
・ 貸出金の科目別内訳（平均残高）	25
・ 貸出金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）	25
・ 貸出金・債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）	25
・ 貸出金の使途別内訳（期末残高・同構成比）	25
・ 貸出金の業種別内訳（期末残高・同構成比）	25
・ 預貸率（期末値・期中平均値）	25
④有価証券に関する指標	
・ 商品有価証券の種類別内訳（平均残高）	26
・ 有価証券の種類別内訳（残存期間別の期末残高）	26
・ 有価証券の種類別内訳（平均残高）	26
・ 預証率（期末値・期中平均値）	26

2. 金庫の事業の運営に関する事項

(1)法令遵守の体制	2～ 4
(2)リスク管理の体制	5～ 7
(3)苦情等への対応	13

3. 財産の状況に関する事項

(1)貸借対照表	16～ 19
(2)損益計算書	20
(3)剰余金処分計算書	20
(4)金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額およびその合計額	
①破産更生債権およびこれらに準ずる債権	21
②危険債権	21
③三月以上延滞債権	21
④貸出条件緩和債権	21
⑤正常債権	21
⑥合計額	21

(5)自己資本の充実の状況	28～ 40
(6)有価証券	26～ 27
(7)金銭の信託	27
(8)労金法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引 (金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等)	27
(9)貸倒引当金（期末残高・期中増減額）	33
(10)貸出金償却の額	34
(11)金庫が労金法第41条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、 損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書 について会計監査人の監査を受けている場合のその旨	20

労働金庫法施行規則第115条による

開示項目（連結情報）

1.金庫およびその子会社等の概況に関する事項

(1)金庫およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成	42
(2)金庫の子会社等に関する事項	
・ 名称	42
・ 主たる事務所の所在地	42
・ 資本金または出資金	42
・ 事業の内容	42
・ 設立年月日	42
・ 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主または総出資者 の議決権に占める割合	42
・ 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子 会社等の議決権の総株主またはそう出資者の議決権に占める 割合	42

2.金庫およびその子会社等の主要な事業に関する事項

(1)事業の概況	42
(2)主要な事業の状況を示す指標	
・ 経常収益	42
・ 経常利益	42
・ 当期純利益	42
・ 純資産額	42
・ 総資産額	42
・ 連結自己資本比率	42

3.金庫およびその子会社等の財産の状況に関する事項

(1)連結貸借対照表	43
(2)連結損益計算書	46
(3)連結剰余金計算書	47
(4)金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額およびその合計額	47
①破産更生債権およびこれらに準ずる債権	47
②危険債権	47
③三月以上延滞債権	47
④貸出条件緩和債権	47
⑤正常債権	47
⑥合計額	47
(5)自己資本の充実の状況	47

労働金庫法に基づく開示債権および金融機能の 再生のための緊急措置に関する法律に基づく

開示債権

1.破産更生債権およびこれらに準ずる債権	21
2.危険債権	21
3.要管理債権	21
4.正常債権	21
5.合計	21

労働金庫の自主開示基準

1. 概況等

(1)大口出資会員	24
(2)会員数内訳	24
(3)出資配当等	24

2.経理・事業内容

(1)純資産の内訳	23
(2)業務純益	23
(3)利益率	23
(4)常勤役職員1人当たり預金残高	23
(5)1店舗当たり預金残高	23
(6)常勤役職員1人当たり貸出金残高	23
(7)1店舗当たり貸出金残高	23

3.資金調達

(1)預金科目別残高	24
(2)預金者別内訳	24
(3)財形貯蓄残高	24

4.その他の業務

(1)公共債窓口販売実績	28
(2)投資信託窓口販売実績	28
(3)内国為替取扱実績	28

金額、比率の表示方法

1.金額単位

- (1)各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています（ただし、「労働金庫法に基づく開示債権および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権」については、金額単位未満を四捨五入しています）。
- (2)小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
- (3)期中増減額（比率）、諸利回り、諸比率等の算出に当たっては、各表上の単位未満を切り捨てた計数を使用しています。なお、官庁報告に係る諸比率等については、報告数値をそのまま記載しています。

2.諸利回り・諸比率

- 小数点第3位を切り捨てし、第2位までを記載しています。

